

障害者基本計画（第3次）の実施状況（案）

【平成26年度・平成27年度】

「分野別施策の基本的方向」について	
1 生活支援	1
2 保健・医療	7
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	13
4 雇用・就業、経済的自立の支援	19
5 生活環境	25
6 情報アクセシビリティ	30
7 安全・安心	37
8 差別の解消及び権利擁護の推進	39
9 行政サービス等における配慮	42
10 国際協力	47
「推進体制」について	49

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
1. 生活支援				
(1) 相談支援態勢の構築	1-(1)-1	障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。	厚生労働省 ○地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置を推進。 平成26年4月：276か所 → 平成27年4月：309か所	○地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置を推進。 平成25年4月：214か所 → 平成26年4月：276か所
	1-(1)-2	障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。	厚生労働省 ○障害福祉サービス等の利用に係る支給決定プロセスを見直し、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大するとともに、サービス等利用計画を作成するため指定特定・指定障害児相談支援事業所の設置を推進。 平成26年4月：5,942か所 → 平成27年4月：7,927か所	○障害福祉サービス等の利用に係る支給決定プロセスを見直し、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大するとともに、サービス等利用計画を作成するため指定特定・指定障害児相談支援事業所の設置を推進。 平成25年4月：4,561か所 → 平成26年4月：5,942か所
	1-(1)-3	障害者等の相談等を総合的にを行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする協議会の設置の促進及び運営の活性化を図る。	厚生労働省 ○地域の関係者によるネットワークを構築し障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図る市町村（地域自立支援）協議会の設置を推進。 平成26年4月：1,651市町村 → 平成27年4月：1,669市町村	○地域の関係者によるネットワークを構築し障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図る市町村（地域自立支援）協議会の設置を推進。 平成25年4月：1,650市町村 → 平成26年4月：1,651市町村
	1-(1)-4	知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等への業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。	厚生労働省 ○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成26年4月：1,360市町村 → 平成27年4月：1,414市町村	○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成25年4月：1,322市町村 → 平成26年4月：1,360市町村
	1-(1)-5	発達障害者支援センター等において、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携して、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。	厚生労働省 ○発達障害者及びその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援、及び情報提供や研修等を行う「発達障害者支援センター」を設置。 【実施箇所数】 平成25年度：87箇所 → 平成26年度：88箇所 → 平成27年度：87箇所	○発達障害者及びその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援、及び情報提供や研修等を行う「発達障害者支援センター」を設置。 【実施箇所数】 平成25年度：87箇所 → 平成26年度：88箇所
	1-(1)-6	高次脳機能障害（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。	厚生労働省 ○「発達障害者支援体制整備」において、発達障害児者の子育てへの相談・助言などを行うペアレントメンターの養成に必要な研修等の実施を促進。 さらに平成26年度より、新たに「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を地域生活支援事業のメニューに追加し、発達障害者支援センターなどへの配置を促すことで地域支援機能の強化を図った。 【ペアレントメンター研修実施都道府県等数】 平成25年度：32都道府県等 → 平成26年度：33都道府県等 【発達障害者地域支援マネジャー配置都道府県等数】 平成26年度：22都道府県等 → 平成27年度：31都道府県等	○「発達障害者支援体制整備」において、発達障害児者の子育てへの相談・助言などを行うペアレントメンターの養成に必要な研修等の実施を促進。 さらに平成26年度より、新たに「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を地域生活支援事業のメニューに追加し、発達障害者支援センターなどへの配置を促すことで地域支援機能の強化を図った。 【ペアレントメンター研修実施都道府県等数】 平成25年度：32都道府県等 → 平成26年度：30都道府県等 【発達障害者地域支援マネジャー配置都道府県等数】 平成26年6月30日現在：22都道府県等
	1-(1)-7	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。	厚生労働省 ○国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センターにおいて、全国連絡協議会、支援コーディネーター全国会議をそれぞれ2回、シンポジウムを1回開催した。また、ホームページは週1回の更新を基本とし、情報発信の充実に努めた。 【支援拠点機関設置箇所数】 平成27年度：47都道府県99か所（参考）平成28年度：47都道府県99か所	○国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センターにおいて、全国連絡協議会、支援コーディネーター全国会議をそれぞれ2回、シンポジウムを1回開催した。また、ホームページは週1回の更新を基本とし、情報発信の充実に努めた。 【支援拠点機関設置箇所数】 平成26年度：47都道府県99か所
	1-(1)-8	障害者虐待防止法に基づき、障害者の養護者に対して相談等の支援を行う。	厚生労働省 ○障害者虐待の通報・届出の受理、障害者及び養護者に対する相談等、広報・啓発活動等を行う機関として、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターを設置。	○障害者虐待の通報・届出の受理、障害者及び養護者に対する相談等、広報・啓発活動等を行う機関として、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターを設置。
	1-(1)-9	各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。	厚生労働省 ○都道府県において「相談支援従事者研修事業」による人材育成を行うとともに、市町村において「（地域自立支援）協議会」を設置することとして、地域における相談支援体制の充実・強化を図っている。 平成26年4月：1,651市町村 → 平成27年4月：1,669市町村	○都道府県において「相談支援従事者研修事業」による人材育成を行うとともに、市町村において「（地域自立支援）協議会」を設置することとして、地域における相談支援体制の充実・強化を図っている。 平成25年4月：1,650市町村 → 平成26年4月：1,651市町村
	1-(1)-10	家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアカウンセリング等の障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の更なる拡充を図る。	厚生労働省 ○障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを相談支援事業に位置付け、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。	○障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを相談支援事業に位置付け、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。
(2) 在宅サービス等の充実	1-(2)-1	障害者が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図る。	厚生労働省 ○在宅サービス利用の状況 (H24年度) (H25年度) (H26年度) (H27年度) ・居宅介護等 4,939,431時間 → 5,234,088時間 → 5,525,901時間 → 5,759,729時間 (174,133人) (186,266人) (196,807人) (206,214人) ・生活介護 4,761,827人日 → 4,896,153人日 → 5,257,592人日 → 5,415,080人日 ・短期入所 257,124人日 → 277,527人日 → 301,804人日 → 315,566人日 ※各サービスの数値は各年度の3月の月間の数値である。	○在宅サービス利用の状況 (H24年度) (H25年度) (H26年度) ・居宅介護等 4,939,431時間 → 5,234,088時間 → 5,525,901時間 (174,133人) (186,266人) (196,807人) ・生活介護 4,761,827人日 → 4,896,153人日 → 5,257,592人日 ・短期入所 257,124人日 → 277,527人日 → 301,804人日 ※各サービスの数値は各年度の3月の月間の数値である。

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
	1-(2)-2	厚生労働省	<p>○在宅サービス利用の状況 (H24年度) (H25年度) (H26年度) (H27年度) ・重度訪問介護 1,685,197時間→1,785,426時間→1,893,038時間→1,987,636時間 (9,262人) (9,680人) (9,960人) (10,235人) ・短期入所 257,124人日→ 277,527人日→ 301,804人日→ 315,566人日 ※各サービスの数値は各年度の3月の月間の数値である。</p> <p>○喀痰吸引等研修(3号研修)における認定証交付件数 38,553件(平成27年度4月1日現在)</p> <p>○常時介護を要する障害者の状態増を明らかにするため、平成27年度厚生労働科学研究費補助金において「常時介護を要する障害者等の状態像並びに支援体制の在り方に関する研究」を実施。</p>	<p>○在宅サービス利用の状況 (H24年度) (H25年度) (H26年度) ・重度訪問介護 1,685,197時間→1,785,426時間→1,893,038時間 (9,262人) (9,680人) (9,960人) ・短期入所 257,124人日→ 277,527人日→ 301,804人日 ※各サービスの数値は各年度の3月の月間の数値である。</p> <p>○喀痰吸引等研修(3号研修)における認定証交付件数 29,143件(平成26年度4月1日現在)</p> <p>○「常時介護を要する障害者等」のサービス支給量・種類の相関関係を検証することを目的として、「平成26年度支給決定・計画作成マネジメント調査事業」を実施。</p> <p>○平成26年4月より、重度訪問介護の対象として重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者を加えた。</p> <p>○障害者が自立した生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや、入浴、排せつ及び食事等の訓練、生活等に関する相談及び助言を行う自立訓練を推進。</p>
	1-(2)-3	厚生労働省	<p>○自立訓練の利用状況(平成27年4月) ・機能訓練 2,311人 ・生活訓練 11,515人 ・宿泊型訓練 3,490人</p> <p>○通所と併せて行うことを条件としていた訪問による訓練を、平成27年度より、事業所に通えない方への支援や実際の生活環境での自立に向けた支援ができるよう、訪問のみであっても利用可能に見直し、月の利用回数の制限も廃止。</p>	<p>○障害者が自立した生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや、入浴、排せつ及び食事等の訓練、生活等に関する相談及び助言を行う自立訓練を推進。</p>
	1-(2)-4	厚生労働省	<p>○障害者等の外出のための移動支援と、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として地域活動支援センターの機能強化について、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>	<p>○障害者等の外出のための移動支援と、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として地域活動支援センターの機能強化について、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>
	1-(2)-5	厚生労働省	<p>○移動支援事業の実態を把握し、課題について整理することにより、今後の障害者等の移動支援の在り方の検討の際に寄与する事を目的に、平成27年度障害者支援状況等調査研究事業において「地域生活支援事業における移動支援事業の実態調査」を実施。</p>	<p>○移動支援事業の実態を把握し、課題について整理することにより、今後の障害者等の移動支援の在り方の検討の際に寄与する事を目的に、平成26年度障害者総合福祉推進事業において、「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査」を実施。</p>
	1-(2)-6	厚生労働省	<p>○入所施設にて地域生活への移行や定着を図った場合において地域移行加算の実施。</p> <p>○社会福祉施設等施設整備費において、個室化の整備を行った入所施設に対して補助を実施。</p> <p>○障害福祉計画に基づきグループホームの計画的な整備を推進。 平成26年4月：88,893人 → 平成27年4月：96,528人</p> <p>○施設入所者等を対象とした地域移行支援における体験利用・体験宿泊について、平成27年度より、「提供開始日から90日以内」とした利用期間の制限を廃止。</p> <p>○第4次障害福祉計画において、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制を有する地域生活支援拠点等を少なくとも障害福祉圏域に1つ整備する数値目標を設定。</p>	<p>○入所施設にて地域生活への移行や定着を図った場合において地域移行加算の実施。</p> <p>○社会福祉施設等施設整備費において、個室化の整備を行った入所施設に対して補助を実施。</p> <p>○障害福祉計画に基づきグループホームの計画的な整備を推進するとともに、新たな支援形態として、民間アパート等の一室を利用して単身生活への移行に向けた支援を行うサテライト型住居を創設(平成26年度)</p> <p>○障害者支援施設に入所している障害者等の地域生活への移行に向けた支援を行う地域移行支援(平成24年度に創設)を推進。</p> <p>○第4次障害福祉計画において、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制を有する地域生活支援拠点を少なくとも障害福祉圏域に1つ整備する数値目標を設定。</p>
	1-(2)-7	厚生労働省	<p>○強度行動障害のある者への適切な支援のため、平成25年度より「強度行動障害支援者養成研修」を都道府県地域生活支援事業として実施。</p> <p>○第4次障害福祉計画において、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制を有する地域生活支援拠点等を少なくとも障害福祉圏域に1つ整備する数値目標を設定。</p>	<p>○強度行動障害のある者への適切な支援のため、平成25年度より「強度行動障害支援者養成研修」を都道府県地域生活支援事業として実施。</p> <p>○平成26年度障害者総合福祉推進事業において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)プログラム及びテキストの開発。</p> <p>○第4次障害福祉計画において、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制を有する地域生活支援拠点を少なくとも障害福祉圏域に1つ整備する数値目標を設定。</p>
(3) 障害児支援の充実	1-(3)-1	厚生労働省	<p>○障害児等の特別な支援の必要な児童を受け入れている施設において、以下について対応。 ・主任保育士を補助する者を配置し、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組む場合に、このために必要な経費を上乗せ補助。 ・障害児等の特別な支援の必要な児童を受け入れた家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業において、当該児童に係る保育士等の追加配置を行った場合に、この追加配置に必要な経費を上乗せ補助。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度が施行され(子ども・子育て支援交付金)、障害児を含め全ての子育て中の親子を対象に、交流・情報交換の場の提供や相談などを行う地域子育て支援拠点事業を実施。また、子育て家庭のニーズに合わせて、保育所等の施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助を行う利用者支援事業も実施。</p> <p>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、障害児を受け入れる放課後児童クラブで、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を上乗せ補助。 (参考) 障害児を受入れている放課後児童クラブ数 (平成26年) 11,951か所(54.1%) (平成27年) 12,166か所(53.8%) ※ () 内は、全クラブ数に占める割合</p>	<p>○平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、以下について対応。 ・障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者の配置に要する経費を補助。 ・地域型保育事業を行う事業所が、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置するための経費を補助。</p> <p>○障害児を含め全ての子どもや子育て家庭が子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等を円滑に利用できるように、平成26年度(保育緊急確保事業)では、地域子育て支援拠点事業を「一般型」「連携型」に再編。また、子育て家庭のニーズに合わせて、保育所等の施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助を行う利用者支援事業を創設。なお、地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」は利用者支援事業に発展的に移行。</p> <p>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、障害児を受け入れる放課後児童クラブで、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を上乗せ補助。 (参考) 障害児を受入れている放課後児童クラブ数 (平成25年) 11,050か所(51.4%) (平成26年) 11,951か所(54.1%) ※ () 内は、全クラブ数に占める割合</p>
	1-(3)-2	文部科学省	<p>○公立幼稚園における、特別支援教育支援員の配置に係る経費については、平成27年度、対前年度300人増の5,600人分の地方財政措置を講じた。 (参考) 平成28年度措置額 6,500人</p>	<p>○公立幼稚園における、特別支援教育支援員の配置に係る経費については、平成26年度、対前年度500人増の5,300人分の地方財政措置を講じた。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
		るとともに、幼稚園における特別支援教育体制の整備を図るため、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置等を推進する。	厚生労働省	○障害児を受け入れるために必要な改修を含めた経費等について、「保育所等整備交付金」「保育所緊急整備事業（安心こども基金）」や、「保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）」において補助。 ○障害児保育に関する専門性向上を図るための保育士の研修については、「保育の質の向上のための研修事業（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金）」において補助。	○障害児を受け入れるために必要な改修を含めた経費等について、「保育所緊急整備事業（安心こども基金）」や、「保育環境改善等事業（保育対策等促進事業費補助金）」において補助。 ○専門性向上を図るための保育士の研修については、「保育所保育士研修等事業」において、障害児保育担当者研修会を実施。また、「保育の質の向上のための研修事業（安心こども基金）」において、障害児保育に関する研修を実施。
1-(3)-3		障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う。	厚生労働省	○発達障害に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回支援専門員整備」を地域生活支援事業により実施。 【実施箇所数】 (H24年度) (H25年度) (H26年度) (H27年度) 113市町村 → 146市町村 → 404市町村 → 494市町村 ※平成24年度は「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金」により実施した市町村 ○平成25年度より児童発達支援センター等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を行う「児童発達支援センター等の機能強化等」（地域生活支援事業）を実施。 【実施都道府県等数】 (平成26年度) 4都道府県等 → (平成27年度) 集計中 平成29年3月頃予定	○発達障害に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回支援専門員整備」を地域生活支援事業により実施。 【実施箇所数】 (H24年度) (H25年度) (H26年度) 113市町村 → 146市町村 → 404市町村 ※平成24年度は「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金」により実施した市町村 ○平成25年度より児童発達支援センター等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を行う「児童発達支援センター等の機能強化等」（地域生活支援事業）を実施。 【実施都道府県等数】 (平成25年度) 7都道府県等 → (平成26年度) 4都道府県等
1-(3)-4		児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図る。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供する。	厚生労働省	○児童福祉法等に基づく児童発達支援事業等を実施。 【各事業所数等の推移】 (H25年度) (H26年度) (H27年度) ・児童発達支援 2,662事業所 → 3,198事業所 → 3,931事業所 ・医療型児童発達支援 102事業所 → 101事業所 → 99事業所 ・放課後等デイサービス 4,254事業所 → 5,815事業所 → 7,835事業所 ・保育所等訪問支援 245事業所 → 312事業所 → 412事業所 ・日中一時支援 1,525市町村 → 1,522市町村 → 集計中：H29年3月頃予定 ※事業所数は各年度の3月の月間の報酬請求事業所数である。 ○日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う市町村地域生活支援事業として日中一時支援事業を実施。	○児童福祉法等に基づく児童発達支援事業等を実施。 【各事業所数等の推移】 (H24年度) (H25年度) (H26年度) ・児童発達支援 2,365事業所 → 2,662事業所 → 3,198事業所 ・医療型児童発達支援 112事業所 → 102事業所 → 101事業所 ・放課後等デイサービス 3,115事業所 → 4,254事業所 → 5,815事業所 ・保育所等訪問支援 116事業所 → 245事業所 → 312事業所 ・日中一時支援 1,514市町村 → 1,525市町村 → 1,522市町村 ※事業所数は各年度の3月の月間の報酬請求事業所数である。 ○日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う市町村地域生活支援事業として日中一時支援事業を実施。
1-(3)-5		障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。	厚生労働省	○児童福祉法の一部改正（平成24年4月）により、障害児相談支援事業を法定化し、相談支援を推進。 【障害児相談支援事業所数の推移】 (H25年度) (H26年度) (H27年度) 1,467事業所 → 2,513事業所 → 3,381事業所 ○児童福祉法の一部改正（平成24年4月）により、従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児（者）通園事業」を「児童発達支援」として法定化・義務的経費化し、在宅の重症心身障害児の支援を推進。 【重症心身障害児に対する支援を提供を行う事業所数】 (H25年度) (H26年度) (H27年度) ・児童発達支援 169事業所 → 205事業所 → 234事業所 ・医療型児童発達支援 51事業所 → 53事業所 → 59事業所 ・放課後等デイサービス 322事業所 → 489事業所 → 669事業所 ○「重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」において、重症心身障害児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、総合的な地域支援体制の整備を推進。 【重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施箇所数】 (H25年度) (H26年度) (H27年度) 5か所 → 5か所 → 1か所 ※実施先を団体から地方公共団体へ変更。 ※事業所数は各年度の3月の月間の報酬請求事業所数である。	○児童福祉法の一部改正（平成24年4月）により、障害児相談支援事業を法定化し、相談支援を推進。 【障害児相談支援事業所数の推移】 (H24年度) (H25年度) (H26年度) 702事業所 → 1,467事業所 → 2,513事業所 ○児童福祉法の一部改正（平成24年4月）により、従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児（者）通園事業」を「児童発達支援」として法定化・義務的経費化し、在宅の重症心身障害児の支援を推進。 【重症心身障害児に対する支援を提供を行う事業所数】 (H24年度) (H25年度) (H26年度) ・児童発達支援 132事業所 → 169事業所 → 205事業所 ・医療型児童発達支援 52事業所 → 51事業所 → 53事業所 ・放課後等デイサービス 237事業所 → 322事業所 → 489事業所 ○「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」において、重症心身障害児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、総合的な地域支援体制の整備を推進。 【重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施箇所数】 (H24年度) (H25年度) (H26年度) 5か所 → 5か所 → 5か所 ※事業所数は各年度の3月の月間の報酬請求事業所数である。
1-(3)-6		児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な施設整備も含めて体制整備を図る。	厚生労働省	○平成24年度より都道府県地域生活支援事業の児童発達支援センター等の機能強化等において、児童発達支援センター等の事業内容の改善を行うことによる機能強化等を図り、地域の障害児支援の拠点整備を推進。	○平成24年度より都道府県地域生活支援事業の児童発達支援センター等の機能強化等において、児童発達支援センター等の事業内容の改善を行うことによる機能強化等を図り、地域の障害児支援の拠点整備を推進。
(4) サービスの質の向上等	1-(4)-1	障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者、又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成する。	厚生労働省	○都道府県において「サービス管理責任者研修」を実施し、サービス提供職員に対する指導を行う人材を育成している。	○都道府県において「サービス管理責任者研修」を実施し、サービス提供職員に対する指導を行う人材を育成している。
	1-(4)-2	障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努める。	厚生労働省	○運営適正化委員会において平成27年度、福祉サービスの苦情に関して苦情として対応した件数は4,138件。障害者に関するものはうち2,260件。 ○障害者（児）施設・サービスに係る福祉サービス第三者評価事業における平成17年度～27年度までの累積受審件数は4,911件。	○運営適正化委員会において平成26年度、福祉サービスの苦情に関して苦情として対応した件数は3,888件。障害者に関するものはうち2,080件。 ○障害者（児）施設・サービスに係る福祉サービス第三者評価事業における平成17年度～26年度までの累積受審件数は4,230件。
	1-(4)-3	知的障害者又は精神障害者（発達障害者を含む。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行う。	厚生労働省	○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成26年4月：1,360市町村 → 平成27年4月：1,414市町村 ○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成26年4月：207市町村 → 平成27年4月：244市町村	○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成25年4月：1,322市町村 → 平成26年4月：1,360市町村 ○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成25年4月：174市町村 → 平成26年4月：207市町村

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
	1-(4)-4	地方公共団体における障害福祉計画の策定に当たり、国において、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る数値目標等を定めた基本指針を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組む。	厚生労働省 ○第3期障害福祉計画（平成24年度から26年度）の実績を自治体に照会。11月頃から実績のとりまとめ・分析。その後、1月頃から数値目標項目・数値目標値設定に当たっての基本的考え方を整理。	○第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、社会保障審議会障害者部会における議論及びパブリックコメントを経て、平成26年5月15日に基本方針の告示を行った。
	1-(4)-5	長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう実施主体である市町村への周知に取り組むとともに、都道府県との連携の下、市町村に対する支援を行う。	厚生労働省 ○毎年の障害保健福祉関係主管課長会議において、訪問系サービスについて、適切な支給決定がなされるよう周知を図っている。	○毎年の障害保健福祉関係主管課長会議において、訪問系サービスについて、適切な支給決定がなされるよう周知を図っている。
	1-(4)-6	障害福祉サービスの提供に当たっては、都道府県による管内市町村への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差について均てんを図る。	厚生労働省 ○第3期障害福祉計画（平成24年度から26年度）の実績を自治体に照会。11月頃から実績のとりまとめ・分析。その後、1月頃から数値目標項目・数値目標値設定に当たっての基本的考え方を整理。	○第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、社会保障審議会障害者部会における議論及びパブリックコメントを経て、平成26年5月15日に基本方針の告示を行った。
	1-(4)-7	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各地方公共団体において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。	厚生労働省 ○全国の市区町村において難病等に配慮した障害支援区分の認定調査等が円滑に行えるよう、認定業務に携わる者向けに「難病患者等に対する認定マニュアル」を作成しているところであり、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲が平成27年7月に見直されたことに伴い、本マニュアルを改訂し、各都道府県等に配布するとともに、ホームページにおいて周知を図った。	○全国の市区町村において難病等に配慮した障害支援区分の認定調査等が円滑に行えるよう、認定業務に携わる者向けに「難病患者等に対する認定マニュアル」を作成しているところであり、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲が平成27年1月に見直されたことに伴い、本マニュアルを改訂し、各都道府県等に配布するとともに、ホームページにおいて周知を図った。
(5) 人材の育成・確保	1-(5)-1	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに、障害福祉サービスを提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底する。	厚生労働省 ○福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業従事者等に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生の充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉従事者確保の対策が進められている。 【資格登録者】（平成28年1月末） ・社会福祉士 190,055人 ・介護福祉士 1,399,655人 ・精神保健福祉士 69,400人 ○理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士養成施設の教員等や、今後、養成施設の教員等となることを希望する者に対し、より高度な知識技能を習得させることを目的とした養成施設等教員講習会を実施している。 【養成施設等教員養成講習会受講者数】（平成27年度） ・理学療法士 67名 ・作業療法士 38名 ・言語聴覚士 10名 ○都道府県において、障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従事者等の養成を実施。 ○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、義肢装具士、言語聴覚士等の養成を実施。また、現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。 【養成】卒業者数（平成27年度） ・言語聴覚学科 30名 ・義肢装具学科 5名 ・視覚障害学科 4名 ・手話通訳学科 9名 ・リハビリテーション体育学科 2名 ・児童指導員科 2名 【研修】受講者数（平成27年度） 研修会数：31 開催数：36 受講者数：1,824名	○福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業従事者等に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生の充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉従事者確保の対策が進められている。 【資格登録者】（平成27年1月末） ・社会福祉士 178,045人 ・介護福祉士 1,294,715人 ・精神保健福祉士 65,046人 ○理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士養成施設の教員等や、今後、養成施設の教員等となることを希望する者に対し、より高度な知識技能を習得させることを目的とした養成施設等教員講習会を実施している。 【養成施設等教員養成講習会受講者数】（平成26年度） ・理学療法士 70名 ・作業療法士 37名 ・言語聴覚士 11名 ○都道府県において、障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従事者等の養成を実施。 ○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、義肢装具士、言語聴覚士等の養成を実施。また、現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。 【養成】卒業者数（平成26年度） ・言語聴覚学科 27名 ・義肢装具学科 6名 ・視覚障害学科 4名 ・手話通訳学科 7名 ・リハビリテーション体育学科 2名 ・児童指導員科 9名 【研修】受講者数（平成26年度） 研修会数：30 開催数：35 受講者数：1,921名
	1-(5)-2	国立障害者リハビリテーションセンター等の国立専門機関等において障害に係る専門的な研究を行うとともに、障害保健福祉に従事する職員等の養成・研修においてこれらの機関の積極的な活用を図る。	厚生労働省 ○国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、障害全体を視野に入れた総合的リハビリテーション技術および福祉機器等に関する研究開発を実施。また、学院において現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。 【養成】卒業者数（平成27年度） ・言語聴覚学科 30名 ・義肢装具学科 5名 ・視覚障害学科 4名 ・手話通訳学科 9名 ・リハビリテーション体育学科 2名 ・児童指導員科 2名 【研修】受講者数（平成27年度） 研修会数：31 開催数：36 受講者数：1,824名	○国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、障害全体を視野に入れた総合的リハビリテーション技術および福祉機器等に関する研究開発を実施。また、学院において現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。 【養成】卒業者数（平成26年度） ・言語聴覚学科 27名 ・義肢装具学科 6名 ・視覚障害学科 4名 ・手話通訳学科 7名 ・リハビリテーション体育学科 2名 ・児童指導員科 9名 【研修】受講者数（平成26年度） 研修会数：30 開催数：35 受講者数：1,921名
(6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	1-(6)-1	良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。	厚生労働省 ○障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。平成22年度から平成27年度まで、のべ83件、うち平成27年度は11件の助成を実施。 ○加えて、平成26年度から、障害者自立支援機器の実用化、利活用を推進するため、開発者が持つ「ニーズ（技術）」と障害当事者等が持つ「ニーズ」のマッチングを図る交流会を開催。（平成27年度は、11月に大阪、2月に東京で開催：参加企業 計96社、参加者 計532名）	○障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。平成22年度から平成26年度の過去5年間で、のべ72件、うち平成26年度は11件の助成を実施。 ○加えて、平成26年度から、障害者自立支援機器の実用化、利活用を推進するため、開発者が持つ「ニーズ（技術）」と障害当事者等が持つ「ニーズ」のマッチングを図る交流会を開催。（平成27年3月開催：参加企業 62社、参加者 442名）
		経済産業省 ○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成27年度末までに219件のテーマを採択。 ○福祉用具に関する標準化については、順次日本工業規格（JIS）制定・改正を進め、平成27年度までに介護保険対象の主要品目については標準化を行った。 ○ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについては、平成27年度までに37規格を制定した。デザイン配慮事項を取り入れた事例では公共トイレの便房内操作部の配置等の標準化（JIS S 0026）や、従来のジャンパー容器に加えポディューズ容器にも識別のための凸表示を行う（JIS S 0021）等がある。	○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成26年度末までに216件のテーマを採択。 ○福祉用具に関する標準化については、順次日本工業規格（JIS）制定・改正を進め、平成26年度までに介護保険対象の主要品目については標準化を行った。 ○ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについては、平成26年度までに37規格を制定した。デザイン配慮事項を取り入れた事例では公共トイレの便房内操作部の配置等の標準化（JIS S 0026）や、従来のジャンパー容器に加えポディューズ容器にも識別のための凸表示を行う（JIS S 0021）等がある。	
	1-(6)-2	補装具の購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進する。	厚生労働省 ○障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能力の向上を図ること及び障害児が本来、社会人として自立するための素地を育成助長することを目的として、身体の不慣れ又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について購入又は修理に要する費用の一部を支給する「補装具費支給制度」を実施。 ○障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等（居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を含む）により、福祉の増進に資することを目的とした「日常生活用具給付等事業」を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。	○障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能力の向上を図ること及び障害児が本来、社会人として自立するための素地を育成助長することを目的として、身体の不慣れ又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について購入又は修理に要する費用の一部を支給する「補装具費支給制度」を実施。 ○障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等（居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を含む）により、福祉の増進に資することを目的とした「日常生活用具給付等事業」を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
	1-(6)-3	厚生労働省	<p>○福祉用具ニーズ情報収集・提供システム（障害者等のニーズと福祉用具の開発・研究者のシーズを繋げることを目的としたシステム）を運用。</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、福祉機器専門職員研修会を実施。</p>	<p>○福祉用具ニーズ情報収集・提供システム（障害者等のニーズと福祉用具の開発・研究者のシーズを繋げることを目的としたシステム）を運用。</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、福祉機器専門職員研修会を実施。</p>
	1-(6)-4	厚生労働省	<p>○身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。（平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。）</p> <p>○また、厚生労働省においては、啓発イベントを開催するとともに、リーフレット・ステッカー等の作成・配布等を行い、補助犬やユーザーに対する理解促進に取り組んでいる。</p>	<p>○身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。（平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。）</p> <p>○また、厚生労働省においては、啓発イベントを開催するとともに、リーフレット・ステッカー等の作成・配布等を行い、補助犬やユーザーに対する理解促進に取り組んでいる。</p>
(7) 障害福祉サービス等の段階的な検討	1-(7)-1	厚生労働省	<p>○常時介護を要する障害者の状態像を明らかにするため、平成27年度厚生労働科学研究費補助金において「常時介護を要する障害者等の状態像並びに支援体制の在り方に関する研究」を実施。</p> <p>○通学における移動支援にかかわる福祉ニーズを明らかにするため、平成27年度厚生労働科学研究費補助金において「障害者の移動支援の在り方に関する実態調査」を実施。</p> <p>○平成26年12月から平成27年4月にかけて、学識、有識者で構成される「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」を開催し、「論点の整理（案）」が取りまとめられた。これも踏まえ、平成27年4月から社会保障審議会障害者部会において、改正法施行後3年の見直しに関する検討を開始し、計19回に渡って施策全般の見直しに向けた検討を行い、報告書を取りまとめた。このうち、法改正が必要なものについて、平成28年3月に第19回通常国会に提出した。（参考）平成28年5月25日に成立。6月3日に公布。</p> <p>○部会報告書の指摘を受け、平成28年3月30日付で「地域生活支援事業実施要綱」を改正し、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援事業の対象者であることを明確化した。</p> <p>○平成25年4月より、障害者総合支援法の対象に難病等を追加。平成27年1月より、対象疾病を130疾病から151疾病に拡大し、更に27年7月より、対象を332疾病に拡大した。</p>	<p>○「常時介護を要する障害者等」のサービス支給量・種類の相関関係を検証することを目的として、「平成26年度支給決定・計画作成マネジメント調査事業」を実施。</p> <p>○平成26年12月より有識者を構成員とする障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループを開催し、障害者部会での議論に向けて論点の整理を行うため、関係団体から4回に渡ってヒアリングを実施（計38団体）。</p> <p>○平成25年4月より、障害者総合支援法の対象に難病等を追加。平成27年1月より、対象疾病を130疾病から151疾病に拡大した。</p>

(別表) 障害者基本計画関連成果目標 1. 生活支援

事項	現状(直近の値)	目標	平成27年度	平成26年度
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	2.9万人(平成17～23年度)	1.6万人 (平成25年度末～29年度)	集計中	3.9万人
福祉施設入所者数	14.6万人(平成17年度)	11.5万人(平成29年度)	集計中	13.1万人
障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会を設置している市町村数	1,629市町村(平成24年度)	全市町村(平成29年度)	(自立支援)協議会の設置 (1,669市町村)	(自立支援)協議会の設置 (1,651市町村)
訪問系サービスの利用時間数	494万時間(平成24年度)	720万時間(平成29年度)	575万時間	553万時間
日中活動系サービスのサービス提供量	893万人日分(平成24年度)	1,226万人日分(平成29年度)	1,110万人日分	1,059万人日分
療養介護事業の利用者数	1.9万人分(平成24年度)	2.1万人分(平成29年度)	2万人分	1.9万人日分
短期入所事業のサービス提供量	26万人日分(平成24年度)	38万人日分(平成29年度)	31万人日分	30万人日分
相談支援事業の利用者数	計画相談支援 2.6万人(平成24年度) 地域移行支援 0.05万人(平成24年度) 地域定着支援 0.1万人(平成24年度)	計画相談支援 24.0万人(平成29年度) 地域移行支援 0.4万人(平成29年度) 地域定着支援 0.7万人(平成29年度)	13.6万人 0.05万人 0.2万人	11.7万人 0.05万人 0.2万人

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
2. 保健・医療				
(1) 保健・医療の充実等	2-(1)-1	障害者が身近な地域に必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意する。	厚生労働省 ○平成28年1月より「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」もふまえながら、新たな地域精神保健医療体制について検討を行っているところ。 ○在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。平成26年度より、アウトリーチ推進事業の医療機関の活動については、「精神科重症患者早期集中支援管理科」として診療報酬化され、平成28年度診療報酬改定において施設基準等の見直しが行われた。また、都道府県等においても保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチの円滑な実施を支援する精神障害者地域生活支援広域調整等事業を都道府県地域生活支援事業の必須事業として実施。 ○精神科病院の入院患者に対する退院促進や地域定着のため、平成27年度から精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施。 ○重症心身障害児・者等に対して、医療機関に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な支援を行う医療型短期入所を実施。 医療型短期入所 平成26年度：23,719人日 → 平成27年度：24,257人日 ※数値は各年度の3月の月間の数値である。 ※宿泊のみ又は宿泊を伴わない医療型特定短期入所の数値を含む。 (平成26年4月：214か所 → 平成27年4月：249か所)	○地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)の設置を推進。 ○精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性として平成25年度に「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を策定。当該指針において、地域で必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供できる体制を確保することとしている。 ○在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。平成26年度より、アウトリーチ推進事業医療機関の活動について診療報酬化されることとなった。また、都道府県等においても保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチの円滑な実施を支援する精神障害者地域生活支援広域調整等事業を都道府県地域生活支援事業の必須として実施。 ○概ね60歳以上の高齢入院患者を対象に、病院内の医師や看護師等の多職種チームと地域の障害福祉サービス事業者が連携して退院支援を行う精神障害者地域移行・地域定着支援事業(高齢入院患者支援事業)を実施。 平成26年度：14県・指定都市 ○重症心身障害児・者等に対して、医療機関に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な支援を行う医療型短期入所を実施。 医療型短期入所 平成25年度：21,638人日 → 平成26年度：23,719人日 ※数値は各年度の3月の月間の数値である。 ※宿泊のみ又は宿泊を伴わない医療型特定短期入所の数値を含む。 (平成25年4月：214か所 → 平成26年4月：276か所)
	2-(1)-2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行う。	厚生労働省 ○自立支援医療費として、更生医療、育成医療(身体の障害の状態を軽減するための医療)及び精神通院医療(精神疾患に対する継続的な治療)に係る医療費を給付。	○自立支援医療費として、更生医療、育成医療(身体の障害の状態を軽減するための医療)及び精神通院医療(精神疾患に対する継続的な治療)に係る医療費を給付。
	2-(1)-3	国立障害者リハビリテーションセンター病院において、障害の種類や程度に応じて、医師、看護師、理学療法士等が連携して機能回復訓練を実施するとともに、早期退院、社会復帰に向けた相談支援、障害者の人間ドックを実施。	厚生労働省 ○国立障害者リハビリテーションセンター病院において、障害の種類や程度に応じて、医師、看護師、理学療法士等が連携して機能回復訓練を実施するとともに、早期退院、社会復帰に向けた相談支援、障害者の人間ドックを実施。	○国立障害者リハビリテーションセンター病院において、障害の種類や程度に応じて、医師、看護師、理学療法士等が連携して機能回復訓練を実施するとともに、早期退院、社会復帰に向けた相談支援、障害者の人間ドックを実施。
	2-(1)-4	骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保を図る。	厚生労働省 ○都道府県に支援拠点機関を置き、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図ると共に、高次脳機能障害情報・支援センターにおいて情報を集約し、ホームページにおいて発信するなど充実を図っている。 支援拠点機関設置箇所数 平成27年度：47都道府県99か所(参考)平成28年度：47都道府県99か所	○都道府県に支援拠点機関を置き、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図ると共に、高次脳機能障害情報・支援センターにおいて情報を集約し、ホームページにおいて発信するなど充実を図っている。 支援拠点機関設置箇所数 平成26年度：47都道府県99か所
	2-(1)-5	障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図る。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。	厚生労働省 ○保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施。 相談件数(延件数)平成27年度 集計中(保健所は平成29年3月頃に、精神保健福祉センターは平成28年11月頃に公表予定) ○精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性として平成25年度に「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を策定。当該指針において、地域で必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供できる体制を確保することとしている。 ○精神疾患と身体疾患を有している患者に対して医療を提供できるように、身体合併症対応施設等の体制整備を精神科救急医療体制整備事業(身体合併症救急医療確保事業)により実施。 平成27年度：15都道府県	○保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施。 相談件数(延件数)平成26年度 ・保健所 1,296,081件 ・精神保健福祉センター 534,601件 ○精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性として平成25年度に「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を策定。当該指針において、地域で必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供できる体制を確保することとしている。 ○精神疾患と身体疾患を有している患者に対して医療を提供できるように、身体合併症対応施設等の体制整備を精神科救急医療体制整備事業(身体合併症救急医療確保事業)により実施。 平成26年度：11都道府県
	2-(1)-6	定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進する。	厚生労働省 ○口腔保健推進事業のメニューである以下の事業を通じて、都道府県、保健所設置市、特別区における取組の推進を図っている。 ①口腔保健支援センター設置推進事業 口腔保健支援センターとして、歯科口腔保健の推進に関する法律第7条から第11条までに規定する施策を実施するための行政機能に対して、運営に必要となる経費に対する財政支援を行う。 ②歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 障害者・高齢者等に対する定期的な歯科検診や施設職員に対する指導等を実施するための運営に必要となる経費に対する財政支援を行う。 ③障害者等歯科医療技術者養成事業 障害者等に対する歯科医療を実施している医療機関において、当該受診者の状態に応じた知識・技術を有する歯科医師・歯科衛生士を育成するための実習等の運営に必要となる経費に対する財政支援を行う。	○口腔保健推進事業のメニューである以下の事業を通じて、都道府県、保健所設置市、特別区における取組の推進を図っている。 ①口腔保健支援センター設置推進事業 口腔保健支援センターとして、歯科口腔保健の推進に関する法律第7条から第11条までに規定する施策を実施するための行政機能に対して、運営に必要となる経費に対する財政支援を行う。 ②歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 障害者・高齢者等に対する定期的な歯科検診や施設職員に対する指導等を実施するための運営に必要となる経費に対する財政支援を行う。 ③障害者等歯科医療技術者養成事業 障害者等に対する歯科医療を実施している医療機関において、当該受診者の状態に応じた知識・技術を有する歯科医師・歯科衛生士を育成するための実習等の運営に必要となる経費に対する財政支援を行う。
(2) 精神保健・医療の提供等	2-(2)-1	精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる社会資源を整備する。	厚生労働省 ○「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策にかかる検討会」とりまとめにおいて、長期入院精神障害者の地域移行について具体的方策の今後の方向性が示されたことを踏まえ、平成27年度より地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業」(精神障害者地域移行・地域定着支援事業)を実施。 平成27年度：3自治体	○精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性として平成25年度に「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を策定。当該指針において、入院期間が1年以上の長期入院精神障害者に対し、入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、地域で必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供できる体制を確保することとしている。

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
2-(2)-1-ア	専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進する。	厚生労働省	<p>○保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施。 相談件数(延件数) 平成27年度 集計中(保健所は平成29年3月頃に、 精神保健福祉センターは平成28年11月頃に公表予定)</p> <p>○精神科救急医療施設において空床を確保する等、緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制を整備。 平成27年度:67都道府県・指定都市 (参考)平成28年度:67都道府県・指定都市</p>	<p>○保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施。 相談件数(延件数) 平成26年度 ・保健所 1,296,081件 ・精神保健福祉センター 534,601件</p> <p>○精神科救急医療施設において空床を確保する等、緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制を整備。 平成26年度:67都道府県・指定都市</p>
2-(2)-1-イ	精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種によるアウトリーチ(訪問支援)の充実を図る。	厚生労働省	<p>○在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。平成26年度より、アウトリーチ推進事業の医療機関の活動については、「精神科重症患者早期集中支援管理料」として診療報酬化され、平成28年度診療報酬改定において施設基準等の見直しが行なわれた。また、都道府県等においても保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチの円滑な実施を支援する精神障害者地域生活支援広域調整等事業を都道府県地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>	<p>○在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。平成26年度より、アウトリーチ推進事業医療機関の活動について診療報酬化されることとなった。また、都道府県等においても保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチの円滑な実施を支援する精神障害者地域生活支援広域調整等事業を都道府県地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>
2-(2)-1-ウ	居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備を図る。	厚生労働省	<p>○精神科病院の入院患者に対する退院促進や地域定着のため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施。平成26年度より協議会の設置、ピアサポーター等の一部補助メニューは精神障害者地域生活支援広域調整等事業において、都道府県地域生活支援事業の必須として実施。</p> <p>○居宅介護など訪問系サービスの充実や、平成24年度に創設した、精神科病院に入院している障害者等に対し住居の確保や障害福祉サービスの体験利用等を行う地域移行支援、居宅において単身で生活している障害者等に対し常時連絡体制や緊急時支援を行う地域定着支援を推進。</p> <p>○地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用が障害福祉計画の見込み量と比較しても低く推移しているため、特に利用の進んでいない自治体においては、協議会の活用などにより、地域相談支援の提供体制の確保に取り組むよう、障害保健福祉関係主管課長会議において周知を図っている。 (H26年4月) (H27年4月) ・地域移行 458人 → 448人 ・地域定着 1,785人 → 2,143人</p>	<p>○精神科病院の入院患者に対する退院促進や地域定着のため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施。平成26年度より協議会の設置、ピアサポーター等の一部補助メニューは精神障害者地域生活支援広域調整等事業において、都道府県地域生活支援事業の必須として実施。</p> <p>○居宅介護など訪問系サービスの充実や、平成24年度に創設した、精神科病院に入院している障害者等に対し住居の確保や障害福祉サービスの体験利用等を行う地域移行支援、居宅において単身で生活している障害者等に対し常時連絡体制や緊急時支援を行う地域定着支援を推進。</p>
2-(2)-1-エ	精神障害者の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等について、人材育成や連携体制の構築等を図る。	厚生労働省	<p>○精神障害者の退院後の医療を提供するため、精神科訪問看護従事者養成研修事業により精神科訪問看護を担う人材の育成を実施。 受講者数 平成27年度:集計中</p> <p>○精神障害者への支援を実施したことがない事業者向けに研修を行うため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業(協議会の設置)を実施。</p> <p>○在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。また、都道府県等においても保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチの円滑な実施を支援する精神障害者地域生活支援広域調整等事業を都道府県地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>	<p>○精神障害者の退院後の医療を提供するため、精神科訪問看護従事者養成研修事業により精神科訪問看護を担う人材の育成を実施。 受講者数 平成26年度:192人</p> <p>○精神障害者への支援を実施したことがない事業者向けに研修を行うため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業(協議会の設置)を実施。</p> <p>○在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。平成26年度より、アウトリーチ推進事業医療機関の活動について診療報酬化されることとなった。また、都道府県等においても保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチの円滑な実施を支援する精神障害者地域生活支援広域調整等事業を都道府県地域生活支援事業の必須事業として実施。</p> <p>○精神科と身体科の関係者が参加し、事例研究等の研修を行うため、精神科救急医療体制整備事業(医療連携に係る研修会等運営事業)を実施。 平成26年度:10都道府県・指定都市</p>
2-(2)-2	学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図る。	文部科学省 厚生労働省	<p>○学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中学校を中心に配置している。 平成27年度配置実績:22,561校(速報値) (参考) 平成28年度においても、引き続き実施。 平成28年度配置計画:23,196校(速報値)</p> <p>○保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施。 相談件数(延件数) 平成27年度 集計中(保健所は平成29年3月頃に、 精神保健福祉センターは平成28年11月頃に公表予定)</p> <p>○地域においては、保健所、精神保健福祉センターで心の健康づくり相談を実施。また、うつ病患者等の早期発見・早期治療を行うために、かかりつけ医等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術等の研修等を行う「かかりつけ医等心の健康対応力研修事業」を実施。平成26年度より精神障害者関係従事者養成研修事業を地域生活支援事業の任意事業として実施。</p> <p>○職域では、全国47都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」等において、職場のメンタルヘルス対策に関する事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応、個別事業場に対するメンタルヘルス対策の普及促進のための訪問支援などを実施した。</p> <p>○また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、「メンタルヘルス対策の基礎知識」「悩みを乗り越えた方の体験談」等、メンタルヘルスに関する様々な情報提供を行った。</p>	<p>○学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中学校を中心に配置している。 平成26年度配置実績:22,013校</p> <p>○保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施。 相談件数(延件数) 平成26年度 ・保健所 1,296,081件 ・精神保健福祉センター 534,601件</p> <p>○地域においては、保健所、精神保健福祉センターで心の健康づくり相談を実施。また、うつ病患者等の早期発見・早期治療を行うために、かかりつけ医等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術等の研修等を行う「かかりつけ医等心の健康対応力研修事業」を実施。平成26年度より精神障害者関係従事者養成研修事業を地域生活支援事業の任意事業として実施。</p> <p>○職域では、全国47都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」等において、職場のメンタルヘルス対策に関する事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応、個別事業場に対するメンタルヘルス対策の普及促進のための訪問支援などを実施した。</p> <p>○また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、「メンタルヘルス対策の基礎知識」「悩みを乗り越えた方の体験談」等、メンタルヘルスに関する様々な情報提供を行った。</p>

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
(3) 研究開発の推進	2-(2)-3	厚生労働省	○保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施。 相談件数(延件数) 平成27年度 集計中(保健所は平成29年3月頃に、 精神保健福祉センターは平成28年11月頃に公表予定) ○平成28年1月より「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」をふまえながら、新たな地域精神保健医療体制について検討を行っているところ。	○保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施。 相談件数(延件数) 平成26年度 ・保健所 1,296,081件 ・精神保健福祉センター 534,601件 ○精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性として平成25年度に「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を策定。当該指針において、精神障害者や家族の状況に応じて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供できる体制を確保することとしている。
	2-(2)-4	厚生労働省	○各都道府県の実地指導を通して、精神医療審査会運営マニュアルの適正な運用について、確認を行っている。	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(平成26年4月1日施行)にともない、精神医療審査会運営マニュアルを改正。
	2-(2)-5	厚生労働省	○平成28年1月より「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」をふまえながら、新たな地域精神保健医療体制について検討を行っているところ。 ○精神科救急医療施設において空床を確保する等、緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制を整備。 平成27年度:67都道府県・指定都市 (参考)平成28年度:67都道府県・指定都市	○精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性として平成25年度に「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を策定。当該指針において、精神科救急医療体制を整備することとしている。 ○精神科救急医療施設において空床を確保する等、緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制を整備。 平成26年度:67都道府県・指定都市
	2-(2)-6	厚生労働省	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第47号)による改正後精神保健福祉法の施行状況並びに精神保健及び精神障害者福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続きの在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方等に関する検討を行う。	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第47号)による改正後精神保健福祉法の施行状況並びに精神保健及び精神障害者福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、検討を加えることとしている。
	2-(2)-7	法務省	○平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な医療の確保を推進。	○平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な医療の確保を推進。
	2-(3)-1	厚生労働省	○心神喪失等者医療観察法に基づき適切な医療を提供するとともに、指定入院医療機関を確保し、通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備を進めている。あわせて、医療従事者等を対象とした研修や指定入院医療機関相互の技術交流等を行い、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」もふまえながら、医療の質の向上を図っている。	○心神喪失等者医療観察法に基づき適切な医療を提供するとともに、指定入院医療機関を確保し、通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備を進めている。あわせて、医療従事者等を対象とした研修や指定入院医療機関相互の技術交流等を行い、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」もふまえながら、医療の質の向上を図っている。
		経済産業省	○革新的医薬品や医療機器等の開発を促進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う臨床研究品質確保体制整備病院、世界に先駆けて人に初めて新規薬物等を使用する臨床研究を実施する早期・探索的臨床試験拠点の整備を行っている。 ○日本再興戦略を踏まえた医療関係イノベーションの取組として、平成25年10月1日に開設された独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部においても薬事戦略相談を開始した。平成27年度の薬事戦略相談実施件数は、個別面談221件、事前面談412件、対面助言114件であった。	○革新的医薬品や医療機器等の開発を促進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う臨床研究品質確保体制整備病院、世界に先駆けて人に初めて新規薬物等を使用する臨床研究を実施する早期・探索的臨床試験拠点の整備を行っている。 ○日本再興戦略を踏まえた医療関係イノベーションの取組として、平成25年10月1日に開設された独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部においても薬事戦略相談を開始した。平成26年度の薬事戦略相談実施件数は、個別面談271件、事前面談325件、対面助言85件であった。
2-(3)-2	厚生労働省	○再生医療については、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき、再生医療等の迅速且つ安全な提供等を図るため、引き続き、法律の円滑な運用に努めている。 ○難病等を克服するため、医薬品・医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断・治療法の開発を目指す研究を難治性疾患実用化研究事業において推進しており、KPIIに基づき順調に進行している。	○再生医療については、平成26年11月に再生医療等の安全性の確保等に関する法律が施行されたところであり、再生医療等の迅速且つ安全な提供等を図るため、法律の円滑な運用に努めている。 ○難病等を克服するため、医薬品・医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断法や治療法及び予防法の開発を目指す研究を難治性疾患実用化研究事業において推進しており、KPIIに基づき順調に進行している。	
2-(3)-3	厚生労働省	○平成27年度は、「次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発」「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業」「未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業」を実施し、日本が強みを有する優れた技術に応用した、日本発の革新的な医薬品・医療機器・システムの開発を推進。	○平成26年度は、「未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業」を実施し、日本が強みを有する優れた技術に応用した、日本発の革新的な医薬品・医療機器・システムの開発を推進。	
	厚生労働省	○都道府県に支援拠点機関を置き、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図ると共に、高次脳機能障害情報・支援センターにおいて情報を集約し、ホームページにおいて発信するなど充実を図っている。 支援拠点機関設置箇所数 平成27年度:47都道府県99か所 (参考)平成28年度:47都道府県99か所	○都道府県に支援拠点機関を置き、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図ると共に、高次脳機能障害情報・支援センターにおいて情報を集約し、ホームページにおいて発信するなど充実を図っている。 支援拠点機関設置箇所数 平成26年度:47都道府県99か所	
2-(3)-4	厚生労働省	○国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、研究所、病院が連携してリハビリテーション技術の研究開発を実施。	○国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、研究所、病院が連携してリハビリテーション技術の研究開発を実施。	
(4) 人材の育成・確保	2-(4)-1	文部科学省	○各大学の教育指針となるモデル・コア・カリキュラム(平成23年3月改訂)に基づき、医師・歯科医師の養成課程である医学部及び歯学部において、リハビリテーションに関する教育を実施。	○各大学の教育指針となるモデル・コア・カリキュラム(平成23年3月改訂)に基づき、医師・歯科医師の養成課程である医学部及び歯学部において、リハビリテーションに関する教育を実施。

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況	
	きる資質の高い看護職員等の養成に努める。	厚生労働省	○医師については、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標において、保健・医療・福祉の各側面に配慮しつつ、診療計画を作成し、評価するために、QOLを考慮にいたれた総合的な管理計画（リハビリテーション等を含む。）へ参画することを掲げるなど、資質の向上のための方策を講じている。 ○歯科医師については、歯学部卒業後の歯科医師臨床研修の到達目標において、効果的で効率の良い歯科診療を行うために、リハビリテーションやチーム医療等を含む総合治療計画の立案に必要な能力を身に付けることを掲げるなど、資質の向上のための方策を講じている。 ○看護職員については、地域医療介護総合確保基金を通じ、都道府県の実情に応じて基礎教育の質の向上及び看護職員の資質の向上を図ることができるように財政支援を実施している。 ○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、リハビリテーション看護研修会を実施。	○医師については、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標において、保健・医療・福祉の各側面に配慮しつつ、診療計画を作成し、評価するために、QOLを考慮にいたれた総合的な管理計画（リハビリテーション等を含む。）へ参画することを掲げるなど、資質の向上のための方策を講じている。 ○歯科医師については、歯学部卒業後の歯科医師臨床研修の到達目標において、効果的で効率の良い歯科診療を行うために、リハビリテーション等を含む総合治療計画の立案に必要な能力を身に付けることを掲げるなど、資質の向上のための方策を講じている。 ○看護職員については、地域医療介護総合確保基金を通じ、都道府県の実情に応じて基礎教育の質の向上及び看護職員の資質の向上を図ることができるように財政支援を実施している。 ○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、リハビリテーション看護研修会を実施。	
2-(4)-2	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。	厚生労働省	○理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士養成施設の教員等や、今後、養成施設の教員等となることを希望する者に対し、より高度な知識技能を習得させることを目的とした養成施設等教員講習会を実施している。 【養成施設等教員養成講習会受講者数】（平成27年度） ・理学療法士 67名 ・作業療法士 38名 ・言語聴覚士 10名 ○国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、障害全体を視野に入れた総合的リハビリテーション技術および福祉機器等に関する研究開発を実施。また、学院において現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。 【養成】卒業生数（平成27年度） ・言語聴覚学科 30名 ・義肢装具学科 5名 ・視覚障害学科 4名 ・手話通訳学科 9名 ・リハビリテーション体育学科 2名 ・児童指導員科 2名 【研修】受講者数（平成27年度） 研修会数：31 開催数：36 受講者数：1,824名	○理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士養成施設の教員等や、今後、養成施設の教員等となることを希望する者に対し、より高度な知識技能を習得させることを目的とした養成施設等教員講習会を実施している。 【養成施設等教員養成講習会受講者数】（平成26年度） ・理学療法士 70名 ・作業療法士 37名 ・言語聴覚士 11名 ○国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、障害全体を視野に入れた総合的リハビリテーション技術および福祉機器等に関する研究開発を実施。また、学院において現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。 【養成】卒業生数（平成26年度） ・言語聴覚学科 27名 ・義肢装具学科 6名 ・視覚障害学科 4名 ・手話通訳学科 7名 ・リハビリテーション体育学科 2名 ・児童指導員科 9名 【研修】受講者数（平成26年度） 研修会数：30 開催数：35 受講者数：1,921名	
2-(4)-3	地域において健康相談を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業者間の連携を図る。	厚生労働省	○保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任教育体制を構築することにより、保健指導従事者の効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を図ることを目的として、地域保健従事者現任教育推進事業を実施した。	○保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任教育体制を構築することにより、保健指導従事者の効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を図ることを目的として、地域保健従事者現任教育推進事業を実施した。	
(5) 難病に関する施策の推進	2-(5)-1	難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発を推進するとともに、診断基準・治療指針の確立及び普及を通じて、難病患者が受ける医療水準の向上を図るため、難病の研究を推進する。	厚生労働省	○難病等を克服するため、医薬品・医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断法や治療法及び予防法の開発を目指す研究を推進しており、疾患特異的iPS細胞を用いた病因、病態解明や創薬スクリーニング等が順調に進行している。また、客観的診断基準及びエビデンスに基づいた治療指針の作成を支援し、難病医療水準の向上に寄与するとともに、指定難病の追加、検討等の難病施策にも活用した。	○難病等を克服するため、医薬品・医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断法や治療法及び予防法の開発を目指す研究を推進しており、疾患特異的iPS細胞を用いた病因、病態解明や創薬スクリーニング等が順調に進行している。また、客観的診断基準及びエビデンスに基づいた治療指針の作成を支援し、難病医療水準の向上に寄与するとともに、指定難病の追加、検討等の難病施策にも活用した。
	2-(5)-2	難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。		○難病患者の日常生活における相談・支援に資するため、各都道府県等の難病相談支援センター事業費等に対する補助を実施。なお、難病相談支援センター事業の一部事業については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号、以下「難病法」という。）に基づく「療養生活環境整備事業」と位置付け、国から1/2以内を補助している。	○難病患者の日常生活における相談・支援に資するため、各都道府県等の難病・相談支援センター事業費等に対する補助を実施。また、難病対策を総合的に推進するための「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、これまで予算事業で行ってきた難病患者への相談支援等の事業について、法律上「療養生活環境整備事業」と位置付けられ、国から1/2以内を補助することとした。
	2-(5)-3	難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。		○難病対策を総合的に推進するため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、消費税を財源とした公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築を図るとともに、医療費助成の対象となる疾病を56疾病から110疾病に拡大した。また、国が、医療費助成に係る費用の1/2を負担し、義務的経費化することにより都道府県の超過負担を解消した。	○難病対策を総合的に推進するため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、消費税を財源とした公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築を図るとともに、医療費助成の対象となる疾病を56疾病から110疾病に拡大した。また、国が、医療費助成に係る費用の1/2を負担し、義務的経費化することにより都道府県の超過負担を解消した。
	2-(5)-4	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行う。		○難病対策を総合的に推進するため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、消費税を財源とした公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築を図るとともに、医療費助成の対象となる疾病を56疾病から110疾病に拡大した。また、国が、医療費助成に係る費用の1/2を負担し、義務的経費化することにより都道府県の超過負担を解消した。	○難病対策を総合的に推進するため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、消費税を財源とした公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築を図るとともに、医療費助成の対象となる疾病を56疾病から110疾病に拡大した。また、国が、医療費助成に係る費用の1/2を負担し、義務的経費化することにより都道府県の超過負担を解消した。
	2-(5)-5	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各地方公共団体において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。	厚生労働省	○全国の市区町村において難病等に配慮した障害支援区分の認定調査等が円滑に行えるよう、認定業務に携わる者向けに「難病患者等に対する認定マニュアル」を作成しているところであり、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲が平成27年7月に見直されたことに伴い、本マニュアルを改訂し、各都道府県等に配布するとともに、ホームページにおいて周知を図った。	○全国の市区町村において難病等に配慮した障害支援区分の認定調査等が円滑に行えるよう、認定業務に携わる者向けに「難病患者等に対する認定マニュアル」を作成しているところであり、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲が平成27年1月に見直されたことに伴い、本マニュアルを改訂し、各都道府県等に配布するとともに、ホームページにおいて周知を図った。
(6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	2-(6)-1	妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図る。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図る。	文部科学省 厚生労働省	○学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断を実施するとともに、就学後、毎学年定期に、健康診断を実施。 ○障害の原因となる傷病の予防のために、訪問指導などの母子保健施策を実施。 ○リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が提供されるよう、各都道府県において周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。 設置数 平成26年度：100施設（総合） 292施設（地域） 平成27年度：104施設（総合） 292施設（地域）	○学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断を実施するとともに、就学後、毎学年定期に、健康診断を実施。 ○障害の早期発見のために、妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの母子保健施策を実施。 ○リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が提供されるよう、各都道府県において周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。 設置数 平成25年度：96施設（総合） 292施設（地域） 平成26年度：100施設（総合） 292施設（地域）

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況												
2-(6)-2	糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組む。	厚生労働省	<p>○「歯と口の健康週間」を通じて、国民に対し歯科口腔保健の重要性等を普及啓発を行っている。</p> <p>歯の健康の保持を目的として実施される8020運動推進特別事業や、地域の实情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保等を目的として実施される口腔保健推進事業を通じて、都道府県、保健所設置市、特別区における取組の推進を図っている。</p> <p>○国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、平成25年度から10年間を計画期間とする「健康日本21（第2次）」を推進している。計画においては、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善等に関する53項目の具体的な目標を設定しており、本計画の推進を通じて、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図る。</p> <p>また、本計画の進捗を確認し、着実に推進するため、平成26年6月に健康日本21（第2次）推進専門委員会を設置し、目標項目に対するフォローアップ等を行っている。</p> <p>○メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導等の実施による生活習慣病対策を推進。</p>	<p>○「歯と口の健康週間」を通じて、国民に対し歯科口腔保健の重要性等を普及啓発を行っている。</p> <p>歯の健康の保持を目的として実施される8020運動推進特別事業や、地域の实情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保等を目的として実施される口腔保健推進事業を通じて、都道府県、保健所設置市、特別区における取組の推進を図っている。</p> <p>○国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、平成25年度から10年間を計画期間とする「健康日本21（第2次）」を推進している。計画においては、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善等に関する53項目の具体的な目標を設定しており、本計画の推進を通じて、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図る。</p> <p>また、本計画の進捗を確認し、着実に推進するため、平成26年6月に健康日本21（第2次）推進専門委員会を設置し、目標項目に対するフォローアップ等を行っている。</p> <p>○メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導等の実施による生活習慣病対策を推進。</p>												
2-(6)-3	疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進する。	厚生労働省	<p>○在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。平成26年度より、アウトリーチ推進事業の医療機関の活動については、「精神科重症患者早期集中支援管理料」として診療報酬化され、平成28年度診療報酬改定において施設基準等の見直しが行なわれた。また、都道府県等においても保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチの円滑な実施を支援する精神障害者地域生活支援広域調整等事業を都道府県地域生活支援事業の必須事業として実施。</p> <p>○精神科病院の入院患者に対する退院促進や地域定着のため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施。平成26年度より協議会の設置を精神障害者地域生活支援広域調整等事業として、都道府県地域生活支援事業の必須事業として実施。</p> <p>○精神科救急医療施設において空床を確保する等、緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制の整備を行う。 平成27年度：67都道府県・指定都市 (参考)平成28年度：67都道府県・指定都市</p>	<p>○障害児を含む小児の在宅医療患者を受け入れる医療機関等の拡大や、小児等在宅医療と福祉の連携体制の構築のためのモデル事業（小児等在宅医療連携拠点事業）を実施。 平成26年度：9都県</p> <p>○在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。平成26年度より、アウトリーチ推進事業医療機関の活動について診療報酬化されることとなった。また、都道府県等においても保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチの円滑な実施を支援する精神障害者地域生活支援広域調整等事業を都道府県地域生活支援事業の必須として実施。</p> <p>○自治体や医師等で協議会を設置し、精神障害者の支援に係る体制整備のための調整を行うため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業（協議会の設置）を実施。</p> <p>○精神科救急医療施設において空床を確保する等、緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制の整備を行う。 平成26年度：67都道府県・指定都市</p>												
2-(6)-4	外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。	厚生労働省	<p>○外傷等に対する適切な治療を行うため、初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関）、入院を要する救急医療を担う（二次救急医療機関）及び救命救急を担う医療機関（三次救急医療機関並びに救急医療情報センター）からなる救急医療体制を計画的かつ体系的な整備を推進。</p> <table border="1"> <tr> <td>(H26年度)</td> <td>(H27年度)</td> </tr> <tr> <td>救命救急センター整備数 271か所</td> <td>279か所</td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリの導入 36道府県 44機</td> <td>38道府県 46機</td> </tr> </table> <p>○精神科救急医療施設において空床を確保する等、緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制の整備を行う。 平成27年度：67都道府県・指定都市 (参考)平成28年度：67都道府県・指定都市</p>	(H26年度)	(H27年度)	救命救急センター整備数 271か所	279か所	ドクターヘリの導入 36道府県 44機	38道府県 46機	<p>○外傷等に対する適切な治療を行うため、初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関）、入院を要する救急医療を担う（二次救急医療機関）及び救命救急を担う医療機関（三次救急医療機関並びに救急医療情報センター）からなる救急医療体制を計画的かつ体系的な整備を推進。</p> <table border="1"> <tr> <td>(H25年度)</td> <td>(H26年度)</td> </tr> <tr> <td>救命救急センター整備数 266か所</td> <td>271か所</td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリの導入 36道府県 43機</td> <td>36道府県 44機</td> </tr> </table> <p>○精神科救急医療施設において空床を確保する等、緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制の整備を行う。 平成26年度：67都道府県・指定都市</p>	(H25年度)	(H26年度)	救命救急センター整備数 266か所	271か所	ドクターヘリの導入 36道府県 43機	36道府県 44機
(H26年度)	(H27年度)															
救命救急センター整備数 271か所	279か所															
ドクターヘリの導入 36道府県 44機	38道府県 46機															
(H25年度)	(H26年度)															
救命救急センター整備数 266か所	271か所															
ドクターヘリの導入 36道府県 43機	36道府県 44機															

(別表) 障害者基本計画関連成果目標 2. 保健・医療

事項	現状(直近の値)	目標	平成27年度	平成26年度
統合失調症の入院患者数	18.5万人(平成20年度)	15万人(平成26年度)	※参考 平成26年度16.4万人(最新値)	※参考 平成26年度16.4万人(最新値)
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合	43.6%(平成23年)	100%(平成32年)	59.7%(平成27年労働安全 衛生調査(実態調査))	60.7%(平成25年労働安全 衛生調査(実態調査))
入院中の精神障害者のうち、1年未満入院者の平均退院率	71.2%(平成20年度)	76%(平成26年度)	※参考 平成25年度72.0%(最新値)	※参考 平成24年度70.9%(最新値)
入院中の精神障害者のうち、高齢長期退院者数	各都道府県において算出	各都道府県において算出した 値を元に設定	各都道府県において算出	各都道府県において算出
障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%(平成23年度)	90%(平成34年度)	平成23年度66.8%(最新値)	※参考 平成23年度66.9%(最新値)

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等				
(1) インクルーシブ教育システムの構築	3-(1)-1	文部科学省	<p>○障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする等の平成25年度の学校教育法施行令改正の趣旨や、本人・保護者の意向を最大限尊重することなどの留意点を含む詳細な解説資料である「教育支援資料」を文部科学省ホームページに掲載し、その周知を図った。(平成25年度～)</p> <p>また、教育委員会関係者等を対象にした施策説明の機会等を通じて、上記趣旨の周知を図った。</p> <p>○平成27年度の小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は44,833人、うち、学校教育法施行令第22条の3に該当する人数は10,106人、特別支援学校に就学した人数は6,646人であった。</p>	<p>○障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする等の平成25年度の学校教育法施行令改正の趣旨や、本人・保護者の意向を最大限尊重することなどの留意点を含む詳細な解説資料である「教育支援資料」を文部科学省ホームページに掲載し、その周知を図った。(平成25年度～)</p> <p>また、教育委員会関係者等を対象にした施策説明の機会等を通じて、上記趣旨の周知を図った。</p> <p>○平成26年度の小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は42,351人、うち、学校教育法施行令第22条の3に該当する人数は8,651人、特別支援学校に就学した人数は6,341人であった。</p>
	3-(1)-2	文部科学省	<p>○障害種ごとの子供の教育における合理的配慮の観点や、学びの場の柔軟な見直し等について解説した、「教育支援資料」を文部科学省ホームページにも掲載し、その周知を図った。(平成25年度～)</p> <p>また、教育委員会関係者等を対象にした施策説明の機会等を通じて、上記趣旨の周知を図った。</p> <p>○インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の調査研究を行う「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所Webサイトにおいて、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行う「合理的配慮実践事例データベース」の運用を行っている。(参考)平成28年9月現在、173事例が掲載されている。</p> <p>○合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による就学事務の円滑化を図るため、合理的配慮普及推進セミナーを実施した。</p>	<p>○障害種ごとの子供の教育における合理的配慮の観点や、学びの場の柔軟な見直し等について解説した、「教育支援資料」を文部科学省ホームページにも掲載し、その周知を図った。(平成25年度～)</p> <p>○インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の調査研究を行う「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所Webサイトにおいて、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行う合理的配慮実践事例データベースの運用を開始した。</p> <p>○合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による就学事務の円滑化を図るため、合理的配慮普及推進セミナーを実施した。</p>
	3-(1)-3	文部科学省	<p>○公立小・中学校におけるいわゆる通級指導などの特別な指導への対応や、特別支援学校のセンター的機能強化のための教員配置など、特別支援教育の充実に対応するための加配定数の措置を講じており、平成27年度予算においては100人の定数改善を含む6,276人を盛り込んだ。(参考)平成28年度予算 6,326人</p> <p>○また、特別支援教育支援員について、配置実績を踏まえ、平成27年度においては、前年度から3,400人増の49,700人分の地方財政措置を講じている。(参考)平成28年度 53,800人</p> <p>○特別支援教育専門家配置事業として、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などいわゆる「医療的ケア」が必要な幼児児童生徒に対し、看護師配置を行っている。平成27年度 449名</p>	<p>○公立小・中学校におけるいわゆる通級指導などの特別な指導への対応や、特別支援学校のセンター的機能強化のための教員配置など、特別支援教育の充実に対応するための加配定数の措置を講じており、平成26年度予算においては235人の定数改善を含む6,176人を盛り込んだ。</p> <p>○また、特別支援教育支援員について、配置実績を踏まえ、平成26年度においては、前年度から1,600人増の46,300人分の地方財政措置を講じている。</p> <p>○特別支援教育専門家配置事業として、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などいわゆる「医療的ケア」が必要な幼児児童生徒に対し、看護師配置を行っている。平成26年度 429名</p>
	3-(1)-4	文部科学省	<p>○各自治体における、医療・福祉等関係機関との連携、情報提供、相談会の実施、就学移行期における支援の充実等について「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施。</p>	<p>○各自治体における、医療・福祉等関係機関との連携、情報提供、相談会の実施、就学移行期における支援の充実等について「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施。</p>
	3-(1)-5	文部科学省	<p>○「特別支援教育就学奨励費補助金(特別支援教育体制整備の推進)」により、個別的教育支援計画の作成等の学校における支援体制の整備に関する取組や障害のある子供の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行う取組に係る経費の一部補助を実施。</p> <p>○特別支援学校学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について「個別的教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(参考)学校が作成する「個別的教育支援計画」と障害児通所支援事業所等が作成する「障害児支援利用計画」の連携を進めるよう、平成24年4月に厚生労働省と文部科学省の連名の文書により、教育委員会等関係機関に依頼している。</p> <p>○障害のある子供及び保護者に対し、早期から情報の提供や相談会の実施等、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するため、「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施。</p> <p>○各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引き継ぎを意識し、発達障害の可能性のある児童生徒に対する個別的教育支援計画等の作成方法等を研究する「系統性のある支援研究事業」を実施。</p> <p>○特別支援教育専門家配置事業として、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などいわゆる「医療的ケア」が必要な幼児児童生徒に対し、看護師配置を行っている。平成27年度 449名</p> <p>(参考)特別支援教育に関する個別的教育支援計画作成率：平成27年度 81.9%</p>	<p>○「特別支援教育就学奨励費補助金(特別支援教育体制整備の推進)」により、個別的教育支援計画の作成等の学校における支援体制の整備に関する取組や障害のある子供の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行う取組に係る経費の一部補助を実施。</p> <p>○特別支援学校学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について「個別的教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(参考)学校が作成する「個別的教育支援計画」と障害児通所支援事業所等が作成する「障害児支援利用計画」の連携を進めるよう、平成24年4月に厚生労働省と文部科学省の連名の文書により、教育委員会等関係機関に依頼している。</p> <p>○障害のある子供及び保護者に対し、早期から情報の提供や相談会の実施等、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するため、「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を実施。</p> <p>(参考)特別支援教育に関する個別的教育支援計画作成率：平成26年度 81.5%</p>

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
(2) 教育環境の整備	3-(1)-6	文部科学省	<p>○「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施し、障害のある子供の個別の状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集を行っている。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所Webサイトにおいて、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行う「合理的配慮実践事例データベース」の運用を行っている。 (参考) 平成28年9月現在、173事例が掲載されている。</p> <p>○合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による就学事務の円滑化を図るため、合理的配慮普及推進セミナーを実施した。</p>	<p>○「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施し、障害のある子供の個別の状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集を行っている。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所Webサイトにおいて、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行う合理的配慮実践事例データベースの運用を開始した。</p> <p>○合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による就学事務の円滑化を図るため、合理的配慮普及推進セミナーを実施した。</p>
	3-(1)-7	文部科学省	<p>○各都道府県教育委員会等に対して高校入試における障害のある生徒への対応状況を調査するとともに、その結果を全国高等学校入学者選改善協議会の場などにおいて各都道府県教育委員会等に対して周知。</p>	<p>○各都道府県教育委員会等に対して高校入試における障害のある生徒への対応状況を調査するとともに、その結果を全国高等学校入学者選改善協議会の場などにおいて各都道府県教育委員会等に対して周知。</p>
	3-(1)-8	文部科学省	<p>○障害のある生徒の自立・社会参加に向けて、福祉や労働等の関係機関と連携しながら高等学校段階における就労支援を充実する「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を実施。</p> <p>○「特別支援教育に関する実践研究充実事業」において、地域社会と連携したキャリア教育に資する教育課程の研究等を実施。</p>	<p>○障害のある生徒の自立・社会参加に向けて、福祉や労働等の関係機関と連携しながら高等学校段階における就労支援を充実する「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を実施。</p> <p>○「特別支援教育に関する実践研究充実事業」において、地域社会と連携したキャリア教育に資する教育課程の研究等を実施。</p>
	3-(2)-1	文部科学省	<p>○平成27年度に使用される、小・中学校等の学習指導要領に基づく検定済教科書に対応した標準規格の拡大教科書は、全点発行。高等学校段階については、特別支援学校高等部（視覚障害）で使用される主たる教科に関する拡大教科書を中心に発行。また、教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を実施。</p> <p>この他、通常の検定教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒のために、教科書の文字を音声で読み上げるなどの音声教材を製作するボランティア団体等に対しても、教科書デジタルデータの提供を実施しており、製作された音声教材は希望する児童生徒に無償で提供されている。</p> <p>なお、平成26年度から製作団体に対して、音声教材の効率的な製作・提供等に資するための経費を支援（文部科学省による委託事業を実施）するとともに、全国の教育委員会等を対象とした音声教材普及推進のための会議を開催。</p> <p>○「学習上の支援機器等教材活用促進事業」を実施し、企業・大学・教育委員会等と連携して、児童生徒の障害の状況等に応じて使いやすく、入手しやすい価格の支援機器等教材の開発に対する支援を行っている。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、障害の状態や特性等に応じた教材や支援機器等の活用に関する様々な情報を集約・管理し、発信するための「特別支援教育教材ポータルサイト」の運用を行っている。 (参考) 平成28年9月現在、教材・支援機器数：573件、実践事例数：80件が掲載されている。</p> <p>○拡大教科書、音声教材の発行点数（拡大教科書／音声教材） 小学校 H25年度：280/229 H26年度：280/279 H27年度：253/346 中学校 H25年度：131/109 H26年度：131/153 H27年度：131/182 高等学校 H25年度：64/24 H26年度：79/59 H27年度：50/99</p>	<p>○平成26年度に使用される、小・中学校等の学習指導要領に基づく検定済教科書に対応した標準規格の拡大教科書は、全点発行。また、教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を実施。</p> <p>この他、通常の検定教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒のために、教科書の文字を音声で読み上げるなどの音声教材を製作するボランティア団体等に対して、音声教材の効率的な製作・提供等に資するための経費を支援（文部科学省による委託事業を実施）するとともに、全国の教育委員会等を対象とした音声教材普及推進のための会議を開催。</p> <p>○「学習上の支援機器等教材活用促進事業」を実施し、企業・大学・教育委員会等と連携して、児童生徒の障害の状況等に応じて使いやすく、入手しやすい価格の支援機器等教材の開発に対する支援を行っている。</p> <p>○国立特別支援教育総合研究所において、障害の状態や特性等に応じた教材や支援機器等の活用に関する様々な情報を集約・管理し、発信するための「特別支援教育教材ポータルサイト」を開設した。</p> <p>○拡大教科書、音声教材の発行点数（拡大教科書／音声教材） 小学校 H25年度：280/77 H26年度：280/229 H27年度：280/279 中学校 H25年度：131/53 H26年度：131/109 H27年度：131/153 高等学校 H25年度：45/18 H26年度：64/24 H27年度：79/59</p>
3-(2)-2	文部科学省	<p>○都道府県等を対象とした全国説明会等において、学校施設のバリアフリー化について普及啓発を図った。</p> <p>○さらに、公立学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、エレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行っている。</p>	<p>○災害時に避難所となる学校施設におけるバリアフリー化の必要性について、平成26年7月に「学校施設整備指針」に追記し、全国に普及啓発を図っている。</p> <p>○さらに、公立学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、エレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行っている。</p>	
3-(2)-3	文部科学省	<p>○「特別支援教育に関する実践研究充実事業」「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒に対する指導方法等について研究を行うとともに、ホームページ等で成果の普及を図った。</p> <p>○「特別支援教育教育課程等研究協議会」を開催し、教育課程の編成や実施上の課題について情報交換や研究協議等を行った。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、「インクルーシブ教育システム構築に寄与する研究」等の国の特別支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、各障害種別の喫緊の課題に対応した実際の研究を行い、研究成果を教育現場等に還元した。</p>	<p>○「特別支援教育に関する実践研究充実事業」「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒に対する指導方法等について研究を行うとともに、ホームページ等で成果の普及を図った。</p> <p>○「特別支援教育教育課程等研究協議会」を開催し、教育課程の編成や実施上の課題について情報交換や研究協議等を行った。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、「インクルーシブ教育システム構築に寄与する研究」等の国の特別支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、各障害種別の喫緊の課題に対応した実際の研究を行い、研究成果を教育現場等に還元した。</p>	
3-(2)-4	文部科学省	<p>○特別支援学校教員等の専門性の確保のため、特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業において、特別支援学校教諭等免許状取得のための免許法認定講習・認定公開講座の開設を促進。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県等において特別支援教育に関して指導的立場にある教職員等を対象に、各種の専門的な研修を実施した。</p> <p>○特別支援学校において外部人材（ST、OT、PT、心理学の専門家等）を配置・活用し、特別支援学校の専門性を強化するなど、特別支援学校のセンター的機能の充実を目的とした、特別支援学校機能強化モデル事業を実施。</p> <p>○都道府県等を対象とした「特別支援教育就学奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進）」により、管理職・教員・支援員等に対する研修にかかる経費の一部を補助し、特別支援教育の体制整備を推進。</p>	<p>○特別支援学校教員等の専門性の確保のため、特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業において、特別支援学校教諭等免許状取得のための免許法認定講習・認定公開講座の開設を促進。</p> <p>○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県等において特別支援教育に関して指導的立場にある教員等を対象に、各種の専門的な研修を実施。</p> <p>○特別支援学校において外部人材（ST、OT、PT、心理学の専門家等）を配置・活用し、特別支援学校の専門性を強化するなど、特別支援学校のセンター的機能の充実を目的とした、特別支援学校機能強化モデル事業を実施。</p> <p>○都道府県等を対象とした「特別支援教育就学奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進）」により、管理職・教員・支援員等に対する研修にかかる経費の一部を補助し、特別支援教育の体制整備を推進。</p>	

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
(3) 高等教育における支援の推進	3-(3)-1	大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。	文部科学省 ○国立学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、エレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行っている。 ○平成27年5月1日現在、情報保障を含む授業に関する支援を実施している大学等の数は686校（全体1,182校）で、平成26年5月1日現在の639校（全体1,185校）から増加。 ○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）で整理した、情報保障やコミュニケーション上の配慮等に係る合理的配慮の考え方について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。	○国立学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、エレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行っている。 ○平成26年5月1日現在、情報保障を含む授業に関する支援を実施している大学等の数は639校（全体1,185校）で、平成25年5月1日現在の621校から増加。 ○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）で整理した、情報保障やコミュニケーション上の配慮等に係る合理的配慮の考え方について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。
	3-(3)-2	大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。	文部科学省 ○大学入試センター試験において、点字・拡大文字による出題、レーズライター（※1）による解答、文字解答（※2）・チェック解答（※3）、試験時間の延長、代筆解答の受験上の配慮を実施している。 ○受験上の配慮希望者に配布する申請手続きを記載した「受験上の配慮案内」の記載を変更し、より理解が進むよう改善するとともに、希望者に対し、出願前に受験上の配慮の審査結果を通知することとした。 ○一般の問題冊子（文字の大きさ10ポイント）と比べて文字を拡大している拡大文字問題冊子について、よりきめ細かに受験上の配慮を行うため、これまでの14ポイントの問題冊子に加え、22ポイントの問題冊子を作成・準備し、28人に配付した。 ○大学入試センターが主催する会議において、高等学校及び大学関係者に受験上の配慮の取組等について周知している。 ※1 ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具。 ※2 専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入する解答方式。 ※3 専用の解答用紙に選択肢の数字等をチェックする解答方式。	○大学入試センター試験において、点字・拡大文字による出題、レーズライター（※1）による解答、文字解答（※2）・チェック解答（※3）、試験時間の延長、代筆解答の受験上の配慮を実施している。 ○受験上の配慮希望者に配布する申請手続きを記載した「受験上の配慮案内」の記載を変更し、より理解が進むよう改善するとともに、希望者に対し、出願前に受験上の配慮の審査結果を通知することとした。 ○高等学校及び大学関係者に対して、文部科学省や大学入試センターが主催する会議において配慮の取組等について周知している。 ※1 ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具。 ※2 専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入する解答方式。 ※3 専用の解答用紙に選択肢の数字等をチェックする解答方式。
	3-(3)-3	障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。	文部科学省 ○大学入試においては、他の受験者との公平性についてバランスをとる必要があることから、大学入試センター試験において適切な配慮を実施するため、大学入試センターの教職員ではない外部の専門家によって構成されている委員会において、志願者から申請のあった受験上の配慮について審査している。 ○大学入試センター試験については、大学入試センターホームページにおいて、受験上の配慮決定者数を、障害等の区別・配慮事項別に公開している。 (参考)平成28年度大学入試センター試験（平成28年1月実施）においては、合計2,559人について受験上の配慮を行った。 ○平成27年5月1日現在、各大学等の平成27年度入学者選抜において、受験上の配慮を受けた受験者数は3,072人で、平成26年度入学者選抜における2,904人から増加。	○大学入試センター試験や各大学の個別試験において、点字・拡大文字による出題、レーズライター（※1）による解答、文字解答（※2）・チェック解答（※3）、試験時間の延長、代筆解答の受験上の配慮を実施している。また、大学入試センター試験については、大学入試センターホームページにおいて、受験上の配慮決定者数を、障害等の区別・配慮事項別に公開している。 ○平成27年度センター試験から出題することとした「理科①」では1試験時間で2科目を解答するため、受験者が解答しやすくなるよう、文字解答用紙・チェック解答用紙に1科目目・2科目目であることを明記する等の工夫をした。 ※1 ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具。 ※2 専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入する解答方式。 ※3 専用の解答用紙に選択肢の数字等をチェックする解答方式。 (参考)平成27年度大学入試センター試験（平成27年1月実施）においては、合計2,372人について受験上の配慮を行った。
	3-(3)-4	入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。	文部科学省 ○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）で、短期的課題として整理した、各大学等における情報公開の促進について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。 ○平成27年5月1日現在、ホームページで障害学生の修学支援情報の公開を実施している大学等の数は308校（全体1,182校）で、平成26年の同時期の218校（全体1,185校）から増加。	○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）で、短期的課題として整理した、各大学等における情報公開の促進について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。 ○平成26年5月1日現在、ホームページで障害学生の修学支援情報の公開を実施している大学等の数は218校（全体1,185校）で、平成25年の同時期の136校から増加。
	3-(3)-5	各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大学等間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。	文部科学省 ○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）において、短期的課題として整理した、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署設置等の支援体制の整備の促進について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。 ○また、同機構において、全国の大学等からの支援方法等の相談に対応するため「障害学生修学支援ネットワーク」を形成。	○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」（平成24年12月）において、短期的課題として整理した、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署設置等の支援体制の整備の促進について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。 ○また、同機構において、全国の大学等からの支援方法等の相談に対応するため「障害学生修学支援ネットワーク」を形成。
	3-(3)-6	障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。	文部科学省 ○独立行政法人日本学生支援機構において、障害のある学生の修学支援に関する実態調査を実施するとともに、大学等において障害のある学生支援を担当する教職員を対象としたセミナーやワークショップを開催。	○独立行政法人日本学生支援機構において、障害のある学生の修学支援に関する実態調査を実施するとともに、大学等において障害のある学生支援を担当する教職員を対象としたセミナーやワークショップを開催。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興	3-(4)-1	文部科学省	<p>○都道府県等における障害者スポーツに係る連携・協働体制の構築を図るための実行委員会を開催し、スポーツ教室や講習会の開催、障害者スポーツの情報発信等のノウハウ作成に関する実践研究を実施。</p> <p>○上記実践研究の進行管理及び必要な助言等を行い、今後の地域における障害者スポーツの普及促進の方向性の検討を行うことを目的とした「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議」を開催し、平成28年3月に報告書を取りまとめた。</p> <p>○日本障がい者スポーツ協会が実施する障害者スポーツ指導員養成事業等に対する補助を実施。</p> <p>○地域において障害者が継続的にスポーツに参加できる環境の整備を促進することを目的とした、障害者のスポーツ参加における障壁等の調査分析を実施。</p> <p>○障害者の優れた芸術作品の展示を促進するため、作品の所在や制作活動の現状を把握するための調査や、優れた芸術作品を広く一般に普及するための取組に関する調査研究等を実施。</p> <p>○自治体や地域的美術館等が企画する障害者の芸術作品を展示・紹介等する事業に対する支援を実施。</p> <p>○視覚、聴覚に障害を持つ方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供する趣旨から、映画のバリアフリー字幕・音声ガイド制作に対して、映画製作補助金額に加算して支援を実施。</p> <p>○子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保することを目的とする「文化芸術による子供の育成事業」において、小学校・中学校等に障害のある芸術家を派遣。</p> <p>○次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を目的とする「新進芸術家グローバル人材育成事業」において、障害者の芸術活動を支援する者の育成を実施。</p>	<p>○障害のある人と障害のない人が地域において一体となってスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるようにするための実践研究を実施。</p> <p>○日本障がい者スポーツ協会が実施する障害者スポーツ指導員養成事業に対する補助を実施。</p> <p>○障害者がスポーツに参加する際の安全確保方策について、調査研究を実施。</p> <p>○「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間取りまとめを受け、我が国の文化芸術振興上の課題解決に資する事業を実施する「戦略的芸術文化創造推進事業」において、障害者の優れた芸術作品を広く一般に普及し、展示促進を図るための調査研究を実施。</p> <p>○自治体や地域的美術館等が企画する障害者の芸術作品を展示・紹介等する事業に対する支援を実施。</p> <p>○子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保することを目的とする「文化芸術による子供の育成事業」において、小学校・中学校等に障害のある芸術家を派遣。</p> <p>○次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を目的とする「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」において、障害者の芸術活動を支援する者を育成するモデル事業を実施。</p> <p>○自治体や地域的美術館等が企画する障害者の芸術作品を展示・紹介、障害者のためのユニバーサル化等の事業に対する支援を実施。</p>
		厚生労働省	<p>○都道府県等が実施する地域生活支援事業において、レクリエーション活動等支援事業を実施。</p> <p>○都道府県等が実施する地域生活支援事業において、文化芸術活動振興事業を実施。</p> <p>○平成26年度から、障害者の芸術活動支援モデル事業を実施。</p>	<p>○都道府県等が実施する地域生活支援事業において、スポーツ・レクリエーション教室開催事業を実施。</p> <p>○都道府県等が実施する地域生活支援事業において、文化芸術活動振興事業を実施。</p> <p>○平成26年度から、障害者の芸術活動支援拠点に関するモデル事業を実施。</p>
3-(4)-2	国立博物館、国立美術館、国立劇場等における文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障害者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努める。	文部科学省	<p>○国立劇場や新国立劇場においては、障害者の入場料の割引を実施。</p> <p>○国立劇場や新国立劇場では、一部の公演において字幕表示を導入。</p> <p>○国立美術館においては、障害者の展覧会の入場料の無料を実施。</p> <p>○国立美術館では、筆談対応可能な受付設置。（京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立新美術館）</p> <p>○国立美術館では、民間企業と連携し障害者のための鑑賞プログラムを実施。（東京国立近代美術館、国立西洋美術館）</p> <p>○国立美術館では、ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。（国立西洋美術館）</p> <p>○国立美術館では、講堂に磁気ループ（誘導コイル）システムを設置し、対応補聴器の使用が可能。（国立新美術館）</p> <p>※国立美術館における上記5点について、全て平成25年度以前から実施。</p> <p>○国立博物館においては、常設の展覧会の入場料の無料を実施。</p> <p>○国立博物館では、手話のできるボランティアによる館内案内、視覚障害のある児童・生徒受入のためのプログラム、インフォメーションへのコミュニケーションボードの導入等を実施。さらに東京国立博物館では、点字案内パンフレットの配布等も実施。</p>	<p>○国立劇場や新国立劇場においては、障害者の入場料の割引を実施。</p> <p>○国立劇場や新国立劇場では、一部の公演において字幕表示を導入。</p> <p>○国立美術館においては、障害者の展覧会の入場料の無料を実施。</p> <p>○国立美術館では、筆談対応可能な受付設置。（京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立新美術館）</p> <p>○国立美術館では、民間企業と連携し障害者のための鑑賞プログラムを実施。（東京国立近代美術館、国立西洋美術館）</p> <p>○国立美術館では、ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。（国立西洋美術館）</p> <p>○国立美術館では、講堂に磁気ループ（誘導コイル）システムを設置し、対応補聴器の使用が可能。（国立新美術館）</p> <p>※国立美術館における上記5点について、全て平成25年度以前から実施。</p> <p>○国立博物館においては、常設の展覧会の入場料の無料を実施。</p> <p>○国立博物館では、手話のできるボランティアによる館内案内、視覚障害のある児童・生徒受入のためのプログラム、インフォメーションへのコミュニケーションボードの導入等を実施。さらに東京国立博物館では、点字案内パンフレットの配布等も実施。</p>
		厚生労働省	<p>○全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供。</p> <p>○和歌山県において第15回全国障害者スポーツ大会を開催。（平成27年10月24日～26日）</p> <p>○全国障害者スポーツ大会において、精神障害者を対象とした正式競技としてバレーボールを実施、また、精神障害者を対象に含めたオープン競技として、卓球バレーを実施。</p> <p>○鹿児島県において、第15回全国障害者芸術・文化祭を開催。（平成27年11月27日～29日）</p>	<p>○全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供。</p> <p>○長崎県において第14回全国障害者スポーツ大会を開催。（平成26年11月1日～3日）</p> <p>○全国障害者スポーツ大会において、精神障害者を対象とした正式競技としてバレーボールを実施、また、精神障害者を対象に含めたオープン競技として、ふうせんバレーボールを実施。</p> <p>○鳥取県において、第14回全国障害者芸術・文化祭を開催。（平成26年7月12日～11月3日）</p>
3-(4)-3	障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者の文化芸術活動、スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行う文化芸術活動、スポーツ等に関する取組を支援する。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツの振興に取り組む。	文部科学省	<p>○全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供。</p> <p>○和歌山県において第15回全国障害者スポーツ大会を開催。（平成27年10月24日～26日）</p> <p>○全国障害者スポーツ大会において、精神障害者を対象とした正式競技としてバレーボールを実施、また、精神障害者を対象に含めたオープン競技として、卓球バレーを実施。</p> <p>○鹿児島県において、第15回全国障害者芸術・文化祭を開催。（平成27年11月27日～29日）</p>	<p>○全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供。</p> <p>○長崎県において第14回全国障害者スポーツ大会を開催。（平成26年11月1日～3日）</p> <p>○全国障害者スポーツ大会において、精神障害者を対象とした正式競技としてバレーボールを実施、また、精神障害者を対象に含めたオープン競技として、ふうせんバレーボールを実施。</p> <p>○鳥取県において、第14回全国障害者芸術・文化祭を開催。（平成26年7月12日～11月3日）</p>

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
3-(4)-4	パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等への参加の支援等、スポーツ等における障害者の国内外の交流を支援するとともに、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。	文部科学省	<p>○総合国際競技大会派遣等事業により、2015スペシャルオリンピックス夏季世界大会への参加を支援。</p> <p>○オリンピック競技・パラリンピック競技それぞれの特性を踏まえた上で、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動や次世代アスリートの発掘・育成、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンターの拡充など、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化支援を実施。</p>	<p>○総合国際競技大会派遣等事業により、第18回冬季デフリンピック競技大会バンクーバー2015、第11回アジアパラ競技大会韓国2014への参加を支援。</p> <p>○平成26年度より、スポーツ振興の観点から行われる障害者スポーツに関する事業が厚生労働省から文部科学省に移管されたことに伴い、オリンピック競技・パラリンピック競技それぞれの特性を踏まえた上で、従来はオリンピック競技のみを対象としていた施策について、パラリンピック競技も対象とするなど、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化支援を実施。</p>
3-(4)-5	聴覚障害者及び視覚障害者が映画を楽しむことができるよう、関係団体等の協力の下、日本語字幕の付与や音声ガイドの制作等のバリアフリー映画の普及に向けた取組を推進する。	厚生労働省 (経済産業省) (文部科学省)	<p>○第15回全国障害者芸術・文化祭において、バリアフリー映画の上映を行う等のバリアフリー映画の普及に向けた取組を実施。(厚生労働省事業)</p> <p>○映画館で通常の作品上映と同時にバリアフリー上映を実施し、障害者の映画視聴に関してどのような環境的制約があるか、また、障害者に対して事業者としてどのような対応が必要であるか等について調査を実施した。これらの調査を踏まえ、映画館でのバリアフリー上映の促進に向けて、事業者の果たすべき役割や映画館における視聴技術の利用方法等をまとめたガイドを策定した。(経済産業省事業)</p> <p>(参考) ○平成26年度より聴覚に障害のある方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供する趣旨から、映画の字幕制作を行おうとする団体におけるバリアフリー字幕制作に対する支援を開始し、平成27年度は36作品について映画製作補助金額に加算して交付を行った。(文化庁事業)</p>	<p>○第14回全国障害者芸術・文化祭において、バリアフリー映画の上映を行う等のバリアフリー映画の普及に向けた取組を実施。(厚生労働省事業)</p> <p>○日本や海外の映画館におけるバリアフリー映画上映対応状況の事例や、障害者の映画視聴に関してどのような環境的制約があるか、また、どのようなニーズがあるか等について調査を行った。日本映画のバリアフリー対応について調査を行った結果、平成26年国内映画の公開数615本中、日本語字幕付き作品は66本、音声ガイド付き作品は6本であった。</p> <p>また、平成26年度第27回東京国際映画祭において、音声透かしを使ったバリアフリー映画技術に関する実証実験を行った。(経済産業省事業)</p> <p>(参考) ○平成26年度より聴覚に障害のある方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供する趣旨から、映画の字幕制作を行おうとする団体におけるバリアフリー字幕制作に対し、34作品について映画製作補助金額に加算して交付を行った。(文化庁事業)</p>

(別表) 障害者基本計画関連成果目標 3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等

事項	現状(直近の値)	目標	平成27年度	平成26年度
特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率	76.2% (平成24年度)	80%以上 (平成29年度)	81.9%	81.5%
特別支援教育に関する教員研修の受講率	72.1% (平成24年度)	80%以上 (平成29年度)	75.9%	75.3%
特別支援教育に関する校内委員会の設置率	85.6% (平成24年度)	90%以上 (平成29年度)	86.8%	86.7%
特別支援教育コーディネーターの指名率	86.8% (平成24年度)	90%以上 (平成29年度)	87.1%	87.4%

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
4. 雇用・就業、経済的自立の支援				
(1) 障害者雇用の促進	4-(1)-1	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る。平成25(2013)年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化(平成30(2018)年4月施行)されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させる。	厚生労働省 ○民間企業等における実雇用率(平成27年6月1日現在)※〔 〕内は法定雇用率 民間企業 ・一般の民間企業 [2.0%] 1.88% ・特殊法人等 [2.3%] 2.32% 国及び地方公共団体 ・国の機関 [2.3%] 2.45% ・都道府県の機関 [2.3%] 2.58% ・市町村の機関 [2.3%] 2.41% ・都道府県等の教育委員会 [2.2%] 2.15% ○ハローワークによる障害者の就職件数 ・就職件数 90,191件(うち精神障害者 38,396件) ○民間企業等における雇用障害者数(平成27年6月1日現在) ・50人以上の規模の企業で雇用される障害者数:45万3千人(実数:36万6千人(うち重度障害者数:12万人)) ・50人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数:32万1千人(実数:23万8千人(うち重度身体障害者数:9万9千人)) ・50人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数:9万8千人(実数:8万7千人(うち重度知的障害者数:2万1千人)) ・50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数:3万5千人(実数:4万1千人) ○ハローワークにおける精神障害者の新規雇用者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。	○民間企業等における実雇用率(平成26年6月1日現在)※〔 〕内は法定雇用率 民間企業 ・一般の民間企業 [2.0%] 1.82% ・特殊法人等 [2.3%] 2.30% 国及び地方公共団体 ・国の機関 [2.3%] 2.44% ・都道府県の機関 [2.3%] 2.57% ・市町村の機関 [2.3%] 2.38% ・都道府県等の教育委員会 [2.2%] 2.09% ○ハローワークによる障害者の就職件数 ・就職件数 84,602件(うち精神障害者 34,538件) ○民間企業等における雇用障害者数(平成26年6月1日現在) ・50人以上の規模の企業で雇用される障害者数:43万1千人(実数:34万4千人(うち重度障害者数:11万6千人)) ・50人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数:31万3千人(実数:23万3千人(うち重度身体障害者数:9万6千人)) ・50人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数:9万人(実数:8万人(うち重度知的障害者数:2万人)) ・50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数:2万8千人(実数:3万3千人) ○ハローワークにおける精神障害者の新規雇用者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。
	4-(1)-2	法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所(ハローワーク)による指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進める。また、国の機関や地方公共団体等に対しては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、適切に指導等を行う。	厚生労働省 ○平成27年6月1日現在における雇用率未達成企業(46,450企業)に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等により指導を実施。 ○実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成27年度においては雇入れ計画作成命令(集計中:平成28年12月中)、適正実施勧告(集計中:平成28年12月中)、特別指導35件を実施。なお、企業名の公表については、該当企業なし。 ○国及び都道府県の機関については、雇用状況に改善が見られない場合、障害者採用計画の期間終了後に適正実施を勧告できていることになっているが、各機関とも一定の改善が見られ、勧告を行う機関はなかった。	○平成26年6月1日現在における雇用率未達成企業(47,888企業)に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等により指導を実施。 ○実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成26年度においては雇入れ計画作成命令452件、適正実施勧告154件、特別指導67件を実施。また、8企業の企業名の公表を実施。 ○国及び都道府県の機関については、雇用状況に改善が見られない場合、障害者採用計画の期間終了後に適正実施を勧告できていることになっており、2機関に勧告を実施した。
	4-(1)-3	特例子会社制度等を活用し、引き続き、障害者の職域の拡大及び職場環境の整備を図るとともに、いわゆるダブルカウント制度等により、引き続き、重度障害者の雇用の拡大を図る。	厚生労働省 ○特例子会社の状況(平成27年6月1日現在) ・特例子会社数 422社 ・特例子会社における雇用障害者数 17,003人(うち身体障害者:5,898人 知的障害者:8,776人 精神障害者:2,329人)【実人数】 ○特例子会社の設立については、各ハローワークにおいて支援。特に平成27年度においては、法定雇用率未達成企業を中心に積極的に指導を実施。 ・認定件数 31社 ○特例子会社を有する企業が関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に企業グループでの雇用率算定を可能とする、特例子会社制度のグループ適用の認定を推進。 ・認定件数 12件 ○民間企業等における重度障害者雇用人数(平成27年6月1日現在) ・重度障害者雇用人数 119,896人	○特例子会社の状況(平成26年6月1日現在) ・特例子会社数 391社 ・特例子会社における雇用障害者数 15,262人(うち身体障害者:5,674人 知的障害者:7,849人 精神障害者:1,739人) ○特例子会社の設立については、各ハローワークにおいて支援。特に平成26年度においては、法定雇用率未達成企業を中心に積極的に指導を実施。 ・認定件数 20社 ○特例子会社を有する企業が関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に企業グループでの雇用率算定を可能とする、特例子会社制度のグループ適用の認定を推進。 ・認定件数 10件 ○民間企業等における重度障害者雇用人数(平成26年6月1日現在) ・重度障害者雇用人数 115,680人
	4-(1)-4	一般企業等への就職につなげることを目的として、各府省において知的障害者等を非常勤職員として雇用し、1から3年の業務を経験するチャレンジ雇用を実施する。	内閣人事局 各府省庁 ○8名を雇用(内閣府) ○平成27年度未現在、知的障害者2名を雇用している(警察庁) ○平成20年5月より1名、平成23年2月より1名、平成27年4月より1名、同年10月より1名採用しており、平成27年度未現在4名を雇用している(金融庁) ○チャレンジ雇用として1名を雇用(総務省) ○知的障害者1名を雇用(法務省) ○精神障害者1名を雇用(外務省) ○平成20年度より平成27年度までに身体障害者5名、知的障害者6名、精神障害者38名雇用しており、平成27年度未現在、身体障害者4名、知的障害者3名、精神障害者23名雇用している(財務省) ○チャレンジ雇用として1名を雇用(文部科学省) (参考)平成20年度から平成27年度までに知的障害者計4名雇用 ○チャレンジ雇用として398名を雇用(厚生労働省) ○精神障害者2名を雇用(農林水産省) ○チャレンジ雇用採用実績:2名(経済産業省)	○平成20年度から26年度までに「チャレンジ雇用」として計28名を雇用(内閣府) ○平成20年度から知的障害者1名を雇用しており、平成24年度から2名を雇用、平成26年度から1名を雇用している(警察庁) ○平成20年5月より1名採用、平成23年2月より1名採用しており、平成26年度未現在2名を雇用している(金融庁) ○チャレンジ雇用として1名を雇用(総務省) ○知的障害者1名を雇用(法務省) ○知的障害者を1名雇用(外務省) ○平成20年度より平成26年度までに身体障害者5名、知的障害者6名、精神障害者32名雇用しており、平成26年度未現在、身体障害者4名、知的障害者4名、精神障害者21名雇用している(財務省) ○チャレンジ雇用として1名を雇用(文部科学省) (参考)平成20年度から平成26年度までに知的障害者計3名雇用 ○チャレンジ雇用として352名を雇用(厚生労働省) ○精神障害者2名を雇用(農林水産省) ○チャレンジ雇用採用実績:2名(経済産業省)

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
			○チャレンジ雇用として2名を雇用（環境省） ○2名の知的障害者等のチャレンジ雇用を実施（防衛省）	○チャレンジ雇用として2名を雇用（環境省） ○2名の知的障害者等のチャレンジ雇用を実施（防衛省）
	4-(1)-5	厚生労働省	○平成27年度、都道府県労働局は、障害者虐待が認められたとして、978件（※）の関係法令に基づく指導等を実施した。 ※平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている。	○平成26年度、都道府県労働局は、障害者虐待が認められたとして、492件の関係法令に基づく指導等を実施した。
	4-(1)-6	厚生労働省	○平成27年6月：「解釈通知」、「Q&A（第一版）」、「合理的配慮指針事例集（第一版）」を策定 ○平成27年7～8月：厚生労働本省による、事業主・就労支援機関等に向けたブロック別説明会を開催 ○平成27年9月～28年3月：全国の都道府県労働局において、管内の事業主・就労支援機関等に向けた説明会を開催	○平成26年6月：「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」報告書とりまとめ ○平成27年3月：「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」を労働政策審議会に諮問・答申 ○平成27年3月25日：同指針を策定（大臣告示）
（2） 総合的な 就労支援	4-(2)-1	厚生労働省	○福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。 ○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業を実施。 ・セミナー開催回数 810回 ・事業所見学会実施回数 230回 ○医療機関に対する精神障害者の就労支援ノウハウの周知・普及等の事業を実施。（平成27年度より開始）	○ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。 ・支援対象者数 26,156人 ・就職者数 14,005人 ○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業を実施。 ・セミナー開催回数 767回 ・事業所見学会実施回数 272回 ○医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業を実施。（平成26年度で終了）
	4-(2)-2	厚生労働省	○ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。 ・支援対象者数 30,507人 ・就職者数 15,392人 ○ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター（障害者支援分）等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を実施。 ○ハローワークによる障害者の就職件数 ・就職件数 90,191件	○ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。 ・支援対象者数 26,156人 ・就職者数 14,005人 ○ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター（障害者支援分）等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を実施。 ○ハローワークによる障害者の就職件数 ・就職件数 84,602件
	4-(2)-3	厚生労働省	○トライアル雇用の実施 ・実施人数 6,189人 ・終了者 5,605人（うち常用雇用移行者 4,703人） ・常用雇用移行率 83.9%	○トライアル雇用の実施 ・実施人数 5,263人 ・終了者 4,076人（うち常用雇用移行者 3,380人） ・常用雇用移行率 82.9%
	4-(2)-4	厚生労働省	○中小企業障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ・認定件数 5件 ○中小企業等に対する障害者雇用相談、啓発事業等を実施。 ・相談件数 496件	○中小企業障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ・認定件数 6件 ○中小企業等に対する障害者雇用相談、啓発事業等を実施。 ・相談件数 477件
	4-(2)-5	厚生労働省	○障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを実施。 ・実施対象者数 31,954人 ○事業主に対する障害者の雇用管理に関する支援を実施。 ・実施事業所数 18,023所 ○地域の関係機関に対する助言・援助等を実施。 ・実施関係機関数 1,931所 ○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を実施。 ・支援終了6か月経過時点の職場定着率 87.6%	○障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを実施。 ・実施対象者数 31,769人 ○事業主に対する障害者の雇用管理に関する支援を実施。 ・実施事業所数 18,460所 ○地域の関係機関に対する助言・援助等を実施。 ・実施関係機関数 1,729所 ○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を実施。 ・支援終了6か月経過時点の職場定着率 88.1%
	4-(2)-6	厚生労働省	○障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施 ・センター数 327か所 ・相談・支援件数 1,572,757件 ・支援対象者数 153,522人 ・就職件数 18,984件 ・就職後1年経過時点での職場定着率 76.5%	○障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施 ・センター数 325か所 ・相談・支援件数 1,472,448件 ・支援対象者数 140,838人 ・就職件数 18,379件 ・就職後1年経過時点での職場定着率 75.5%

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
	4-(2)-7	障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進するとともに、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。	厚生労働省 ○都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校において、一般の職業能力開発施設や民間では職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対してその障害の態様に配慮した職業訓練を実施。 （平成27年度）訓練者数：1,935人（在職者含む） 就職率：70.7% ○障害者職業能力開発校で実施する職業訓練のほか、一般の公共職業能力開発施設において障害者の態様に配慮した職業訓練を実施。また、先導的な職業訓練を実施している機構運営の障害者職業能力開発校で職業訓練の指導技法に関する研修等を実施。 （平成27年度）訓練者数：683人 就職率：82.8% ○障害特性に配慮した訓練コースの設置が円滑に行われるように、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校において、訓練計画の策定、指導技法、訓練コース設置後のフォローアップ支援を実施。 （平成27年度）石川障害者職業能力開発校の精神障害者専門訓練コース、大阪府立芦原高等職業技術専門校の精神障害者専門訓練コース、鳥取県立産業人材育成センター倉吉校の発達障害者専門訓練コースの設置にかかる支援を実施。 ○企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施。 （平成27年度）訓練者数：4,384人 就職率：47.9% ○企業や一般の人々に障害者への理解と認識を深め、雇用を促進することなどを目的として3月23日から26日にかけてフランス・ボルドーにおいて第9回国際アリンピックを開催。日本から、第35回全国大会での成績優秀者31名の選手が参加し、2種目で金賞を獲得。	○都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校において、一般の職業能力開発施設や民間では職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対してその障害の態様に配慮した職業訓練を実施。 （平成26年度）訓練者数：2,010人（在職者含む） 就職率：71.8% ○障害者職業能力開発校で実施する職業訓練のほか、一般の公共職業能力開発施設において障害者の態様に配慮した職業訓練を実施。また、先導的な職業訓練を実施している機構運営の障害者職業能力開発校で職業訓練の指導技法に関する研修等を実施。 （平成26年度）訓練者数：629人 就職率：81.6% ○障害特性に配慮した訓練コースの設置が円滑に行われるように、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校において、訓練計画の策定、指導技法、訓練コース設置後のフォローアップ支援を実施。 （平成26年度）新潟県立新潟テクノスクールの知的障害者専門訓練コースの運営にかかる支援を実施。 ○企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施。 （平成26年度）訓練者数：4,553人 就職率：51.3% ○企業や一般の方々の障害者への理解と認識を深め、雇用を促進することなどを目的として、愛知県名古屋において、11月21日から23日にかけて第35回全国障害者技能競技大会（アリンピック）を開催。24職種で332名の選手が参加。
	4-(2)-8	就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図る。	厚生労働省 ○就労移行支援事業所において、企業実習や求職活動等の支援を行った際に報酬の加算として評価し、施設外支援等の取組の促進を図っている。	○就労移行支援事業所において、企業実習や求職活動等の支援を行った際に報酬の加算として評価し、施設外支援等の取組の促進を図っている。
(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の確保	4-(3)-1	精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図る。また、採用後に障害を有することとなった者についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じる。	厚生労働省 ○ハローワークにおける精神障害者の新規雇用者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。 ○発達障害者に関する就職支援ナビゲーターや難病患者就職サポーターの増員を行うとともに、発達障害者・難病性疾患患者雇用開発助成金により、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援を実施。 ○地域障害者職業センターにおける精神障害者総合雇用支援を実施。 ・支援終了後の復職率 86.1% ○就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労プログラムの研修マニュアルを作成。国立障害者リハビリテーションセンターにおいて研修を実施。	○ハローワークにおける精神障害者の新規雇用者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。 ○発達障害者に関する就職支援ナビゲーターの増員を行うとともに、難病患者就職サポーターの配置及び発達障害者・難病性疾患患者雇用開発助成金により、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援を実施。 ○地域障害者職業センターにおける精神障害者総合雇用支援を実施。 ・支援終了後の復職率 85.3% ○就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労プログラムの課題検討を行い、研修マニュアルを作成。全国4か所で行った当該マニュアル普及のための研修を実施。
	4-(3)-2	精神障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用拡大を図る。精神障害者に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを一層促進する。また、ハローワーク等において発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図る。	厚生労働省 ○ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。 ○医療機関に対する精神障害者の就労支援ノウハウの周知・普及等の事業を実施。 ○発達障害者に関する就職支援ナビゲーターや難病患者就職サポーターの増員を行うとともに、発達障害者・難病性疾患患者雇用開発助成金により、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援を実施。	○ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。 ○医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業を実施。 ○発達障害者に関する就職支援ナビゲーターの増員を行うとともに、難病患者就職サポーターの配置及び発達障害者・難病性疾患患者雇用開発助成金により、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援を実施。
	4-(3)-3	短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、情報通信技術（ICT）を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進する。	総務省 ○テレワークの本格的普及を図るため、民間企業等に対するテレワークの導入に向けた専門家の派遣（130社）、テレワークセミナーの開催等を実施。	○テレワークの本格的普及を図るため、民間企業等に対するテレワークの導入に向けた専門家の派遣（40社）、全国5か所におけるセミナーの開催、企業規模等に応じたテレワークモデルの構築に向けた実証等を実施。
			厚生労働省 ○在宅就業支援団体登録数 ・登録数 22団体 ○障害者の在宅就業に関する調査・研究の実施。 ○改正後のパートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を実施。 ○在宅ワークの契約に係る紛争を未然に防止する等のために、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発等を実施。 ○関係各省と連携し、テレワークの一層の普及・拡大に向けた環境整備、普及啓発等を実施。 ○低所得世帯、障害者世帯等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより安定した生活が送れるよう各都道府県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付事業が実施されており、その資金種類の1つとして「福祉資金（生業費）」を設けることにより障害者世帯が生業を営むことを支援。	○在宅就業支援団体登録数 ・登録数 23団体 ○パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保やパートタイム労働者の納得性を高めるための措置等の更なる充実を内容とする改正パートタイム労働法を第186回国会に提出した。 ○在宅ワークの契約に係る紛争を未然に防止する等のために、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発等を実施。 ○関係各省と連携し、テレワークの一層の普及・拡大に向けた環境整備、普及啓発等を実施。 ○低所得世帯、障害者世帯等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより安定した生活が送れるよう各都道府県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付事業が実施されており、その資金種類の1つとして「福祉資金（生業費）」を設けることにより障害者世帯が生業を営むことを支援。
		経済産業省 ○新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する「創業・第二創業促進事業」を実施。平成24年度補正予算では6,299件、平成25年度補正予算では3,124件、平成26年度補正では1,669件、平成27年度当初予算では775件を採択した。 ○関係4省庁で協力し、テレワーク推進フォーラムやテレワーク月間を通じてテレワークの普及啓発に努めた。	○新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する「創業・第二創業促進事業」を実施。平成24年度補正予算では6,299件、平成25年度補正予算では3,124件、平成26年度補正では1,669件を採択した。 ○関係4省庁で協力し、テレワーク推進フォーラム等を通じてテレワークの普及啓発に努めた。	
		国土交通省 ○テレワークの実施状況、課題等の把握のため、テレワーク従事者の実態把握を行った。	○関係各省と連携し、テレワークの一層の普及・拡大に向けた普及啓発活動等を実施。	

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
	4-(3)-4	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する。	厚生労働省 ○国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人において調達方針を作成し、当該方針に基づき障害者就労施設等からの物品の購入を推進。（平成27年度調達実績：集計中）	○国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人において調達方針を作成し、当該方針に基づき障害者就労施設等からの物品の購入を推進。（平成26年度調達実績）151億円
	4-(3)-5	農業法人等の農業関係者や福祉関係者等に対する情報の提供、労働に係る身体的な負荷の低減に向けた技術開発等を通じて、農業分野での障害者就労を推進する。また、障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の開設及び農園の整備を促進する。	農林水産省 ○農業分野における障害者就労の受入れの流れ、受入れのポイント等を紹介した『農業分野における障害者就労マニュアル』を作成し、障害者の就労や雇用の受入れ先となる農業法人等に周知・普及（ホームページに掲載）（平成21年度～）。 ○農業分野に就労する障害者を支援するため、厚生労働省と連携して、パンフレット『福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～』を作成してホームページに掲載（平成25年6月～）するとともに、障害者就労促進等に関するシンポジウム等で参加者に配布。 ○農業用パワーアシストスーツ等について、現地実証試験を通じ、適用作業の拡大に向けた開発等を実施（平成26年度～27年度）。 ○福祉農園における農作業体験の企画・運営など、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動の支援を開始（平成27年度：20件）。また、障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、社会福祉法人等が福祉農園等を開設・整備する際の支援等を開始（平成27年度：19件）。	○農業分野における障害者就労の受入れの流れ、受入れのポイント等を紹介した『農業分野における障害者就労マニュアル』を作成し、障害者の就労や雇用の受入れ先となる農業法人等に周知・普及（ホームページに掲載）（平成21年度～）。 ○農業分野に就労する障害者を支援するため、厚生労働省と連携して、パンフレット『福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～』を作成してホームページに掲載（平成25年6月～）するとともに、障害者就労促進等に関するシンポジウム等で参加者に配布。 ○生産現場での農作業労力の低減を図るため、機械化ができない人力作業をアシストする農業用パワーアシストスーツの開発等を実施（平成22年度～26年度）。 ○農業用パワーアシストスーツ等について、現地実証試験を通じ、適用作業の拡大に向けた開発等を実施中（平成26年度～27年度）。 ○福祉農園における農作業体験の企画・運営など、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動の支援を開始（平成26年度：12件）。また、障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、社会福祉法人等が福祉農園等を開設・整備する際の支援等を開始（平成26年度：14件）。
(4) 福祉的就労の底上げ	4-(4)-1	事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進するなど、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図るとともに、その在り方を検討する。	厚生労働省 ○工賃の向上を図るため、経営力の強化、技術の向上や人材育成を行う事業、共同受注窓口の体制整備を図るための事業を工賃向上計画支援事業において実施。 ・事業所数 就労継続支援A型 3,158事業所（平成28年3月） 就労継続支援B型 9,959事業所（平成28年3月） ・平均工賃・賃金（平成27年度） 就労継続支援A型 月額 集計中（※平成29年2月頃） 就労継続支援B型 月額 集計中（※平成29年2月頃）	○工賃の向上を図るため、経営力の強化、技術の向上や人材育成を行う事業、共同受注窓口の体制整備を図るための事業を工賃向上計画支援事業において実施。 ・事業所数 就労継続支援A型 2,668事業所（平成27年3月） 就労継続支援B型 9,223事業所（平成27年3月） ・平均工賃・賃金（平成26年度） 就労継続支援A型 月額 66,412円 就労継続支援B型 月額 14,838円
	4-(4)-2	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する。（再掲）	厚生労働省 ○国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人において調達方針を作成し、当該方針に基づき障害者就労施設等からの物品の購入を推進。（平成27年度調達実績：集計中）	○国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人において調達方針を作成し、当該方針に基づき障害者就労施設等からの物品の購入を推進。（平成26年度調達実績）151億円
(5) 経済的自立の支援	4-(5)-1	障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置を運用し、経済的自立を支援する。また、支給資格を有する障害者が、制度の不知・無理解により、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む。さらに、年金生活者支援給付金制度の着実な実施により所得保障の充実を図るとともに、障害者の実態把握に係る調査を引き続き実施していく中で、所得状況の把握についてはその改善を検討する。	厚生労働省 ○制度の周知に関して、障害年金制度については、日本年金機構から市区町村に対し、障害者手帳の交付を受けた者を対象とした障害年金制度に関するリーフレットを配布し、障害者手帳交付窓口への配置及び障害年金制度の周知について依頼するとともに、厚生労働省と日本年金機構のホームページにおいて障害年金受給のための案内を掲載するなど、周知に取り組んでいる。 ○年金生活者支援給付金の施行時期については、平成29年度予算編成過程で検討することとしている。	○制度の周知については、障害年金制度については、日本年金機構から市区町村に対し、障害者手帳の交付を受けた者を対象とした障害年金制度に関するリーフレットを配布し、障害者手帳交付窓口への配置及び障害年金制度の周知について依頼するとともに、厚生労働省と日本年金機構のホームページにおいて障害年金受給のための案内を掲載するなど、周知に取り組んでいる。 ○年金生活者支援給付金制度については平成29年4月1日施行予定。
	4-(5)-2	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づき、同法にいう特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。	厚生労働省 ○支給件数は、9,290件（平成27年度末）である。	○支給件数は、9,305件（平成26年度末）である。
	4-(5)-3	障害者による国や政府関係法人が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講ずる。	文部科学省 ○国立美術館においては、展覧会の入場料の無料を実施。 ○国立劇場や新国立劇場においては、障害者の入場料の割引を実施。 ○国立博物館においては、常設の展覧会の入場料の無料を実施。 ○日本科学未来館においては、障害者手帳所持者は本人及び付添者一人までの入館料の無料を実施。 ○国立歴史民俗博物館では、以下に該当する人の観覧料は無料としている。 ・身体障害者福祉法に定める身体障害者及び身体に障害のある者で、身体障害者手帳を保持する者、並びにこれらの付添者 ・難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）に定める難病の患者で、特定疾患医療受給者証所持者を所持する者並びにこれらの付添者 ・精神保健福祉法に定める精神障害者及び同法に定める精神病院、指定病院、若しくは精神障害者社会復帰施設に入院、入所、又は通院、通所している対象疾患患者、並びにこれらの付添者 ・知的障害者福祉法に定める障害者支援施設に入所、又は通所している者及びこれらの付添者 ○国立民族学博物館では、以下に該当する人の観覧料の無料を実施。 ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者及び身体に障害のある者で、身体障害者手帳を所持する者並びにこれらの付添者（付添者は、障害者1名につき原則として1名とする。以下同じ。） ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に定める被爆者で、被爆者健康手帳を所持する者並びにこれらの付添者	○国立美術館においては、展覧会の入場料の無料を実施。 ○国立劇場や新国立劇場においては、障害者の入場料の割引を実施。 ○国立博物館においては、常設の展覧会の入場料の無料を実施。 ○日本科学未来館においては、障害者手帳所持者は本人及び付添者一人までの入館料の無料を実施。 ○国立歴史民俗博物館では、以下に該当する人の観覧料は無料としている。 ・身体障害者福祉法に定める身体障害者及び身体に障害のある者で、身体障害者手帳を保持する者、並びにこれらの付添者 ・精神保健福祉法に定める精神障害者及び同法に定める精神病院、指定病院、若しくは精神障害者社会復帰施設に入院、入所、又は通院、通所している対象疾患患者、並びにこれらの付添者 ・知的障害者福祉法に定める障害者支援施設に入所、又は通所している者及びこれらの付添者 ○国立民族学博物館では、以下に該当する人の観覧料の無料を実施。 ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者及び身体に障害のある者で、身体障害者手帳を所持する者並びにこれらの付添者（付添者は、障害者1名につき原則として1名とする。以下同じ。） ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に定める被爆者で、被爆者健康手帳を所持する者並びにこれらの付添者

Ⅲ 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に定める被爆者で、被爆者健康手帳を所持する者並びにこれらの付添者 ・ 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）に定める難病の患者で、特定疾患医療受給者証所持者を所持する者並びにこれらの付添者 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神障害者又はその疑いのある者で、精神障害者保健福祉手帳を所持する者並びにこれらの付添者 ・ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年児発第725号）に基づき都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする）が発行する療育手帳を所持する者並びにこれらの付添者 ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設に入所又は通園している者及びこれらの付添者 ・ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）に定める小児特定疾病の児童等で、小児慢性特定疾患医療受診券を所持する者並びにこれらの付添者 <p>○国立天文台では、障害のある人の来台者駐車料金の無料を実施。 （障害者については、一般の外来者向けの有料駐車場を無料化する措置を行っているほか、別途見学施設により近い場所に専用の無料駐車場を設置。）</p> <p>○国立科学博物館においては、個人入館者は障害手帳などの各証明書の提示により、団体入館者は申請により常設展示入館料の無料を実施。</p> <p>○国立特別支援教育総合研究所においては、障害者及び障害者スポーツ団体の体育施設使用料の減額を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神障害者又はその疑いのある者で、精神障害者保健福祉手帳を所持する者並びにこれらの付添者 ・ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年児発第725号）に基づき都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする）が発行する療育手帳を所持する者並びにこれらの付添者 ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設に入所又は通園している者及びこれらの付添者 <p>○国立天文台では、障害のある人の来台者駐車料金の無料を実施。 （障害者については、一般の外来者向けの有料駐車場を無料化する措置を行っているほか、別途見学施設により近い場所に専用の無料駐車場を設置。）</p> <p>○国立科学博物館においては、個人入館者は障害手帳などの各証明書の提示により、団体入館者は申請により常設展示入館料の無料を実施。</p>

(別表) 障害者基本計画関連成果目標 4. 雇用・就業等

事項	現状(直近の値)	目標	平成27年度	平成26年度
公共職業安定所における就職件数(障害者)	27万件 (平成20～24年度の累計)	37万件 (平成25～29年度の累計)	9.0万件	8.5万件
障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0%(平成22年度)	65.0%(平成29年度)	70.7%	71.8%
障害者の委託訓練修了者における就職率	43.8%(平成22年度)	55.0%(平成29年度)	47.9%(平成29年度までに段階的に目標を引き上げる。平成27年度目標は51%)	51.3%(平成29年度までに段階的に目標を引き上げる。平成26年度目標は49%)
一般就労への年間移行者数	5,675人(平成23年度)	1.6万人(平成29年度)	集計中	1.2万人(平成26年度)
就労継続支援B型等の平均工賃月額	13,586円(平成23年度)	集計中(平成29年度)	集計中	14,838円(平成26年度)
就労移行支援の利用者数	45.6万人日分(平成24年度)	77.7万人日分(平成29年度)	54.2万人日分	51.9万人日分
就労継続支援A型の利用者数	53.2万人日分(平成24年度)	123.2万人日分(平成29年度)	115.6万人日分	95.6万人日分
50人以上規模の企業で雇用される障害者数	38.2万人(従業員56人以上企業) (平成24年)	46.6万人(平成29年)	45.3万人(平成27年6月1日)	43.1万人(平成26年6月1日)
公的機関の障害者雇用率	国の機関: 2.31% 都道府県の機関: 2.43% 市町村の機関: 2.25% 都道府県等の教育委員会: 1.88% (平成24年)	全ての公的機関で雇用率達成 (平成29年度)	国の機関は40機関全てで達成。 都道府県の機関は156期間中146機関で達成。 市町村の機関は2,344機関中2,028機関が達成。 都道府県の教育委員会等は119機関中88機関が達成。 (平成27年6月1日現在)	国の機関は40機関中39機関で達成。 都道府県の機関は156期間中145機関で達成。 市町村の機関は2,336機関中1,939機関が達成。 都道府県の教育委員会等は120機関中80機関が達成。 (平成26年6月1日現在)
50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	1.7万人(従業員56人以上企業) (平成24年)	3.0万人(平成29年)	2.8万人(平成27年6月1日)	2.8万人(平成26年6月1日)
地域障害者職業センター	支援対象者数: 14.8万人(20～24年度の累計)	支援対象者数: 14.7万人(25～29年度の累計)	9.5万人 (平成25～27年度の累計)	6.3万人 (平成25～26年度の累計)
障害者就業・生活支援センター	利用者の就職件数: 1.5万件(平成24年度) 定着率: 71.8%(平成24年度)	利用者の就職件数: 2.0万件(平成29年度) 定着率: 75%(平成29年度)	1.9万人 76.5%	1.8万人 75.5%
ジョブコーチ養成数・支援	ジョブコーチ養成数: 5,300人 (平成24年度) ジョブコーチ支援 支援終了後の定着率: 86.7%(平成24年度)	ジョブコーチ養成数: 9,000人 (平成29年度) ジョブコーチ支援 支援終了後の定着率: 80%以上(平成29年)	7,696人 87.6%	6,791人 88.1%
精神障害者総合雇用支援	(支援終了後の復職・雇用継続率 83.3%(平成24年度))	支援終了後の復職率: 75%以上 (平成29年度)	86.1%	85.3%